

## 第6章 施設・設備に関する計画資料



## ①トイレ

### ○個別機能を備えた便房に関する用語説明

- A. 車椅子使用者用便房：車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房（標準内法寸法200cm×200cm程度の広さがあり、大型ベッドを備えたものも含まれる）
- B. 車椅子使用者用簡易型便房：車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房でこれまで簡易型多機能便房と呼んでいた便房の広さと同程度のもの
- C. オストメイト用設備を要する便房：腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用水洗器具を設けたもの
- D. 乳幼児連れ用設備を有する便房：ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房でベビーチェア、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの

車椅子使用者用便房にオストメイト用設備や乳幼児連れ用設備を備えた便房もある。

※参考図を参照

トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。

近年、これまで整備を進めてきた多機能トイレでは、乳幼児連れやオストメイトなどそれらの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能を必要としないと思われる人が使用することなどにより、そこしか使えない車椅子使用者が利用できない問題が生じている。

このような課題に対応するため、多機能トイレを設置した上で、一般トイレにも簡易型多機能便房等の設置を推奨し、さらに一般便房への乳幼児連れ用設備などの機能分散を進め、より多様な利用者が円滑に使用できるよう配慮してきた。

今回の移動等円滑化基準見直しではさらに利用者の分散を促すよう、車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を設けた便房を分けて整備する考え方が示された。また、おむつ交換の需要も多いため、乳幼児連れ用設備は可能な限り車椅子使用者便房以外に設置することが必要である。

上述の考え方に基づき、車椅子使用者が主に使用できる便房を確保したうえで、それ以外の機能をトイレ内に分散させ、これまで多機能トイレに集中していた利用者の分散化を図る記述内容をこのガイドラインで示している。

なお、空港毎に異なる空間的な制約条件等を踏まえつつ、利用者にとってわかりやすい機能の配置や適切な情報提供に配慮することが望ましい。

これまでの多機能トイレの整備でも考慮されてきた点や新たな配慮事項を以下に示す。

- ・1以上の車椅子使用者用便房は異性介助に配慮し男女共用とすることを標準とする。
- ・旅客施設の規模、乗降客数、周辺の障害者施設等の立地状況により車椅子使用者用便房を複数設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用便房には障害者等の介助のために大型ベッド等を設けることが望ましい。
- ・便房内の戸の把手又は自動開閉ボタンの周辺には戸の開閉等に支障となる大型ベッドなどを接近して設けないものとする。
- ・自動開閉ボタンを設ける場合は車椅子使用者がボタンに円滑にアクセスできるように配慮する。
- ・オストメイト用水洗器具は、温水が出る汚物流しを1以上設置する。その際、男女がそれぞれ使用できるように配慮して設置する。また、上記に加えて機能分散の観点から必要に応じて複数の便房にオストメイト用設備（この場合簡易型オストメイト用設備※でも可とする）を設置することが望ましい。
- ・乳幼児連れ用設備を有する便房を男女それぞれ1以上又は男女共用で設けることが望ましい。
- ・高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助や性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。

- ・片まひなど障害部位によりトイレの使用方法が異なることから、手すり等も左右両側の使用を想定したものとする。
- ・車椅子使用者便房の戸は電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸が望ましい。また、非常時には外部から解錠できるようにする。
- ・非常用通報装置の位置は、転倒も考慮し、実際に手の届く範囲に設置する。

※腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等

### <移動等円滑化基準>

(便所)

- 第13条 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。
  - 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - 三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
  - 四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
- 一 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。
  - 二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。
- 第14条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。
  - 二 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
  - 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
  - 四 出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

### <ガイドライン>

#### ■ トイレ全般

配置	<p>便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること</p> <p>◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所として、以下の要件を満たす便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者が円滑に利用することができる構造を有する便房（以下、「車椅子使用者用便房」という）。</li> <li>・オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房。</li> </ul> <p>◎高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○異性介助に配慮し、男女共用車椅子使用者用便房を1以上設置する。</li> <li>○車椅子使用者用便房を男女別に設置する場合は、一般トイレ出入口付近等異性介助の際に入りやすい位置に設置する。</li> <li>○乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。</li> <li>○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用簡易型便房を含む）、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。</li> </ul>	参考6-1
----	---	-------

<p>配置</p>	<p>◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備（腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等）などを設置することが望ましい。</p> <p>◇車椅子使用者便房を2か所以上設置する場合は、右まひ、左まひの車椅子使用者等の便器への移乗を考慮したものとすることが望ましい。</p> <p>◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。</p> <p>○旅客施設の複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、移動等円滑化された経路の方面ごとに、男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。</p>	<p>参考6-2</p>
<p>案内表示</p>	<p>◎男女別及び構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。</p> <p>◎便所内に車椅子使用者用便房が設けられている場合は、便所の出入口及び便房の外側に、その旨を表示する標識が設けられていること。</p> <p>◎便所内にオストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられている場合は、便所の出入口及び便房の外側に、その旨を表示する標識が設けられていること。</p> <p>○壁面等に触知案内図を設置した場合には、その正面に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p> <p>○点字を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。</p> <p>○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。</p> <p>○触知案内図等は、床から中心までの高さが 140cm から 150cm となるよう設置する。</p> <p>○一般トイレ内に車椅子使用者用簡易型便房、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように出入口付近において案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように案内表示を行う。</p> <p>◇車椅子使用者用簡易型便房を設置する場合は、簡易型と分かる表示をすることが望ましい。</p>	<p>参考5-18</p>
<p>音声案内</p>	<p>○便所出入口付近において、男女別等を知らせる音による案内装置を設置する。 (設置の考え方、具体的な音声案内例は参考 5-18 を参照)</p> <p>◇音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。</p>	<p>参考5-18</p>
<p>その他の情報提供</p>	<p>◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。</p>	
<p>出入口</p>	<p>◎出入口の幅は、80cm 以上とする。</p> <p>◎出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p>	
<p>小便器</p>	<p>◎便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ 35cm 以下の壁掛式小便器を 1 以上設置する。</p> <p>◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。</p> <p>○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。</p>	<p>参考6-3</p>

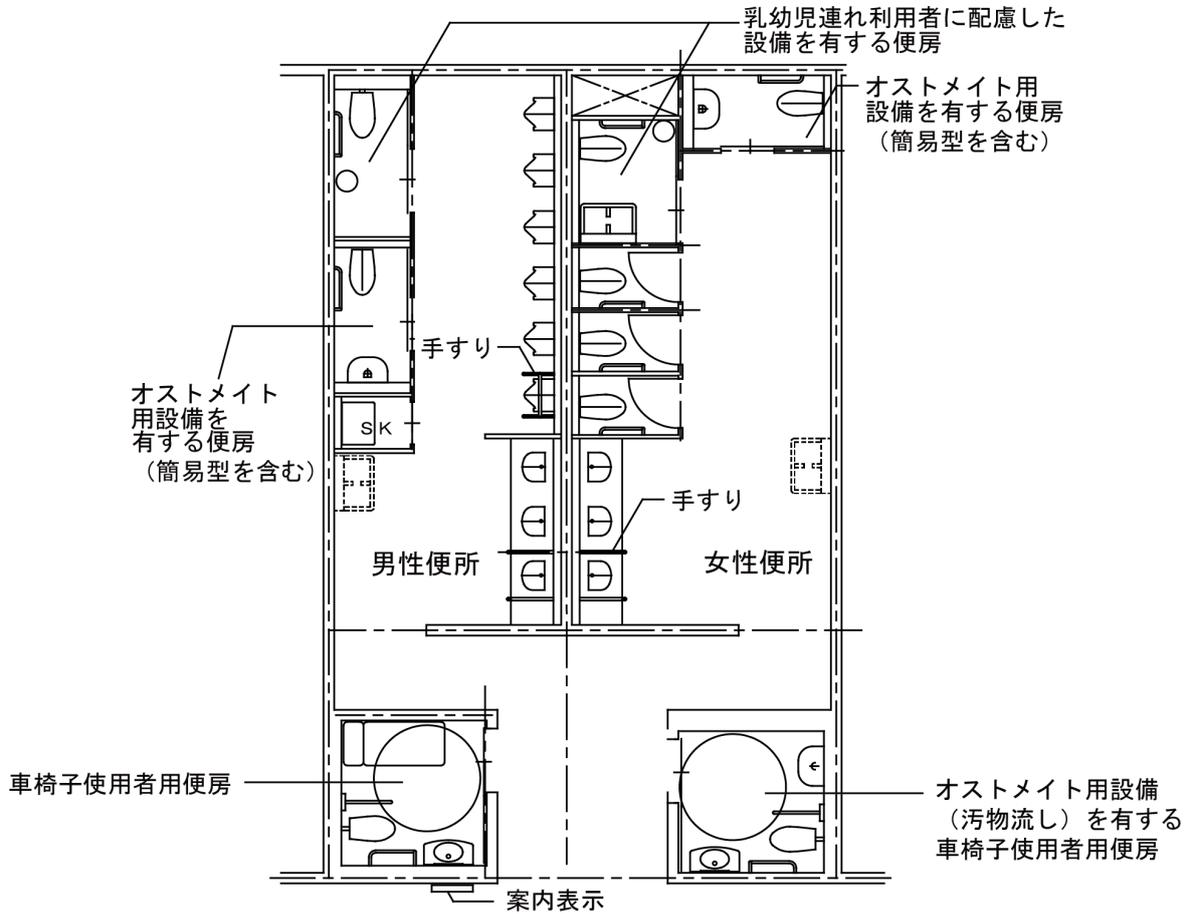
小便器	◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。	参考6-5
大便器	<p>◎便所内に腰掛式便器を 1 以上設置した上、その便所の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>○便所の戸に握り手を設ける場合は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とする。</p> <p>○便所内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。</p> <p>◇便所の戸は引き戸式（2枚式引き戸を含む）や折戸式等を採用することが望ましい。</p> <p>◇便所の戸に引き戸式や折戸式を設ける場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。</p> <p>◇折戸や内開き戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保し、外開き戸を設ける場合には、戸の開閉が円滑となるよう補助取っ手等を設ける。</p> <p>◇腰掛式便器を設置する場合、原則として腰掛式便器を設置するすべての便所の便器周辺に手すりを設置するなど高齢者、障害者等の利用に配慮することが望ましい。</p> <p>◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>○便所内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。</p> <p>◇ロービジョン、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色（参考5-5参照）により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。</p>	<p>参考6-4</p> <p>参考6-4</p> <p>参考6-5</p>
オストメイト用設備	<p>◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられていること。</p> <p>◎上記設備が設けられた便所にはその旨を表示する標識が設けられていること。</p> <p>○上記の水洗器具の 1 以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。</p> <p>○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。</p> <p>◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水洗器具とすることができる。</p> <p>◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便所の扉に設置することが望ましい。</p> <p>◇施設内の他の場所に汚物流しを備えた便所がある場合は、その位置も案内することが望ましい。</p>	
洗面器	<p>○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを 1 以上設置する。</p> <p>○車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上 65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75~80cm 程度とする。</p> <p>○蛇口は、センサー式、レバー式などとする。</p> <p>◇子供等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）のものも設けることが望ましい。</p>	
乳幼児用設備	○乳幼児連れの人の利用を考慮し、一般便所内（男女別に設けるときはそれぞれ）にベビーチェアを 1 以上設置する。当該便所の戸には、	

乳幼児用設備	<p>ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。</p> <p>○おむつ交換台を設置する。</p> <p>◇おむつ交換台を設置する場合、床面からおむつ交換台下端までの高さ 70cm 程度とする。また、正面開きタイプでは、幅 75cm 程度、奥行 80cm 程度、側面開きタイプでは、幅 70cm 程度、奥行 60cm 程度とすることが望ましい。</p> <p>◇おむつ交換台とあわせて荷物台やおむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。</p>	
床面の仕上げ	<p>◎滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。</p> <p>○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。</p>	
呼び出しボタン (通報装置)	<p>◇便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように呼出しボタンを設置することが望ましい。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。</p>	
器具等の形状・色・配置	<p>○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。</p>	参考6-7
車椅子使用者用簡易型便房	<p>○車椅子使用者用簡易型便房は、正面から入る場合は有効奥行き 200cm 以上、有効幅 130cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き 180cm 以上、有効幅 150cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口を確保する。</p> <p>○車椅子使用者用簡易型便房に通ずるトイレ内通路には車椅子の転回スペースを確保する。</p> <p>◇ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。</p> <p>◇便器に背もたれを設置することが望ましい。</p> <p>○便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、呼出しボタン及び汚物入れを設置する。</p> <p>○便器洗浄ボタンは、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサー式を設置する場合は、押しボタン式、靴べら式などと併設する。</p> <p>○洗面台を設置する場合、蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。</p>	参考6-6

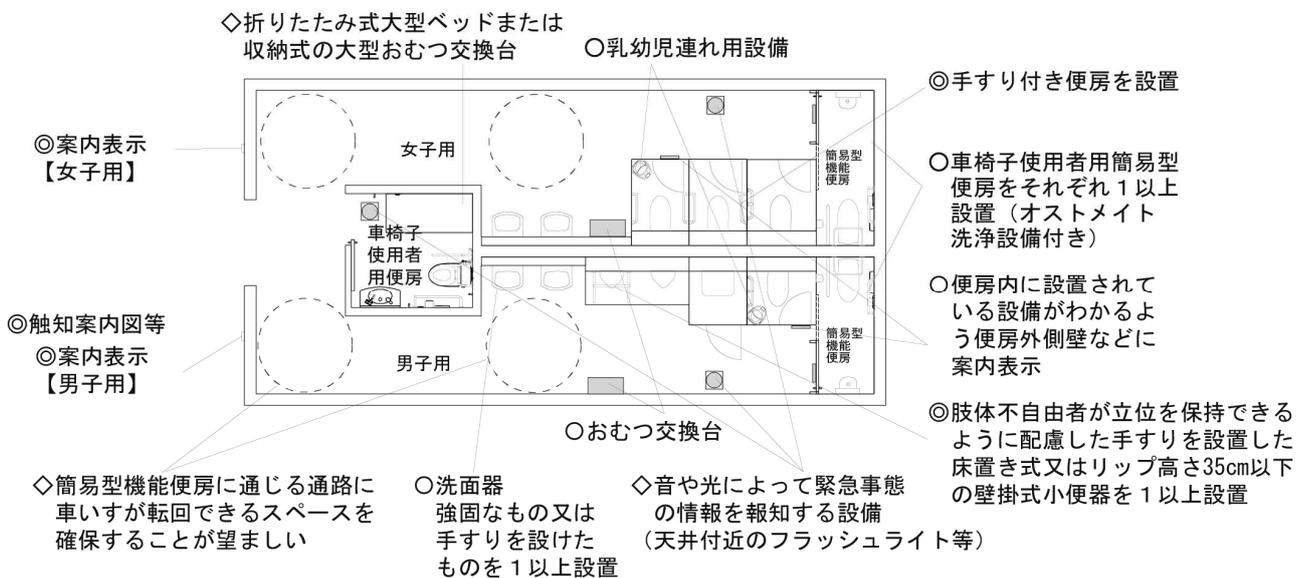
<p><b>車椅子使用者 用簡易型便房</b></p>	<p>○紙巻器、便器洗淨ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。</p> <p>◇便器に腰掛けた状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように紙巻器を設置することが望ましい。</p> <p>○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1 以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。</p> <p>○便房の床、出入口には段を設けない。</p> <p>◇状況に応じ、乳幼児連れ利用者が、本人の排せつだけでなく、乳幼児のおむつ交換や排せつ対応等が可能なスペース、及びベビーチェア、おむつ交換台等の乳幼児用設備を備えた便房とすることが望ましい。</p> <p>◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。</p>	<p>参考6-7</p>
<p><b>緊急時通報</b></p>	<p>◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。</p> <p>◇フラッシュライト等を設置する場合には、便房内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することが望ましい。</p> <p>◇フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、すべての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。</p>	<p>参考6-8</p>

参考 6-1：トイレの配置例

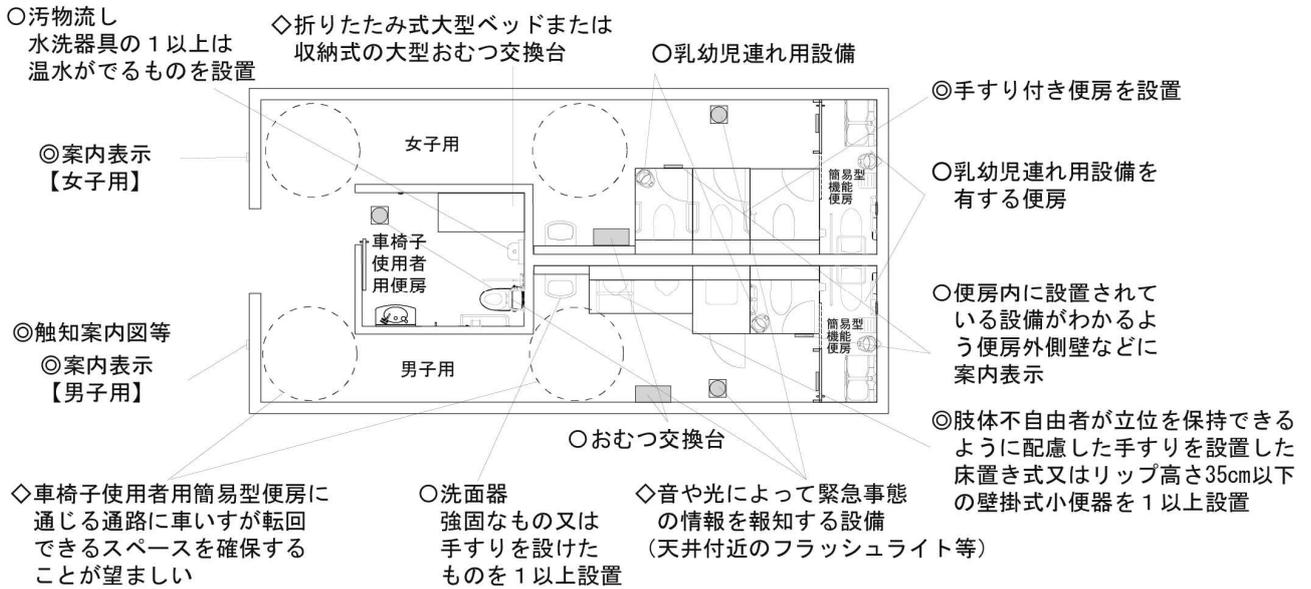
- 車椅子使用者用便房 2 箇所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を配置した例



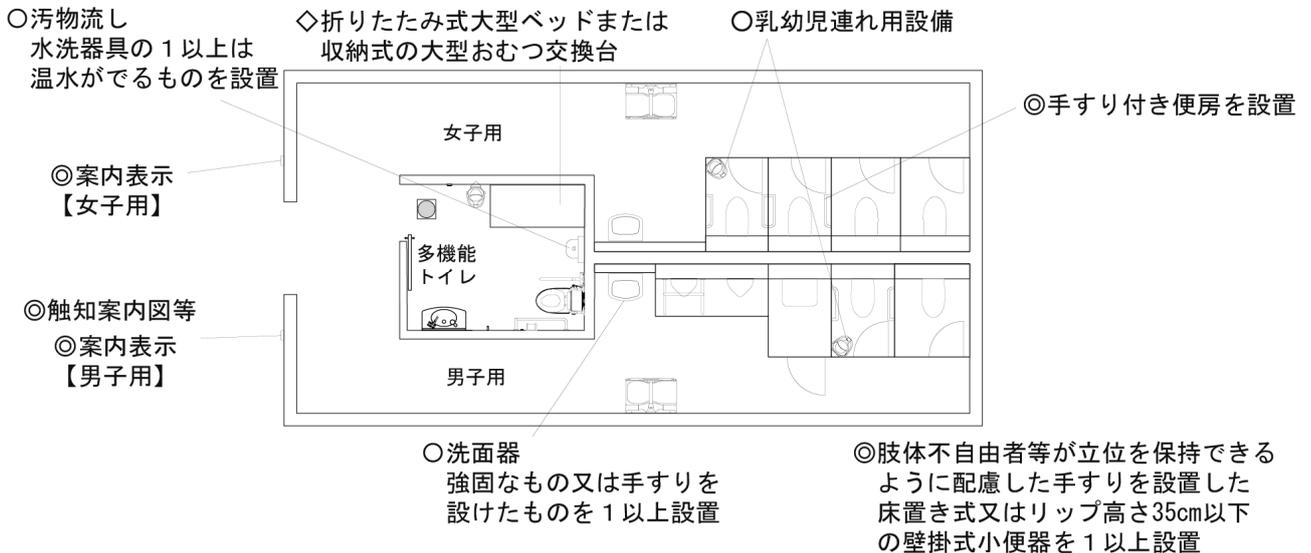
- 車椅子使用者用便房を 1 箇所及びオストメイト用設備を備えた便房を男女別に配置した例



■オストメイト用設備を備えた車椅子使用者用便房を1箇所及び乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例



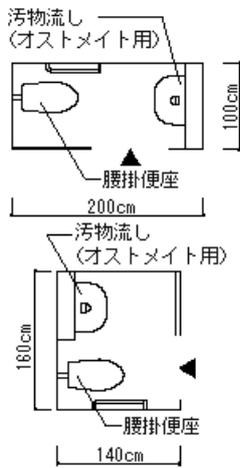
■複数の機能を備えた便房を1箇所配置した例



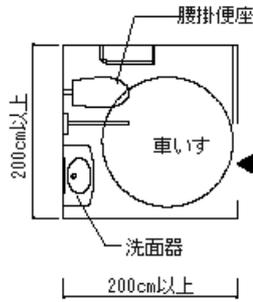
●便所・洗面所の例

■個別機能を備えた便房及び複数の機能を備えた便房の寸法例

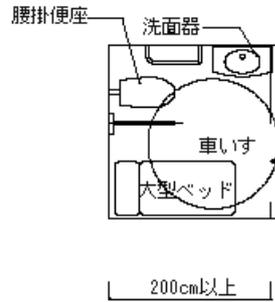
○オストメイト用設備を有する便房



○車椅子使用者用便房



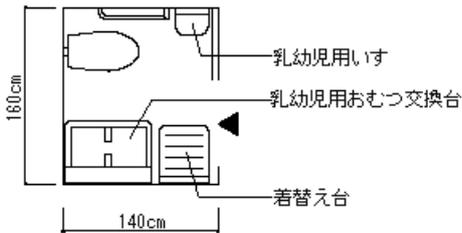
○大型ベッド付便房



○多機能便房



○乳幼児連れに配慮した便房の寸法例  
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



男女共用で利用しやすい位置に設置するなど異性介助に配慮する。

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 29 年 3 月）」より抜粋

(トイレのピクトグラム)

トイレのピクトグラムには以下を使用する。

男女共用のものはこちらのピクトと組合せる



車椅子使用者用便房



オストメイト用設備を有する便房



乳幼児連れ用設備を有する便房

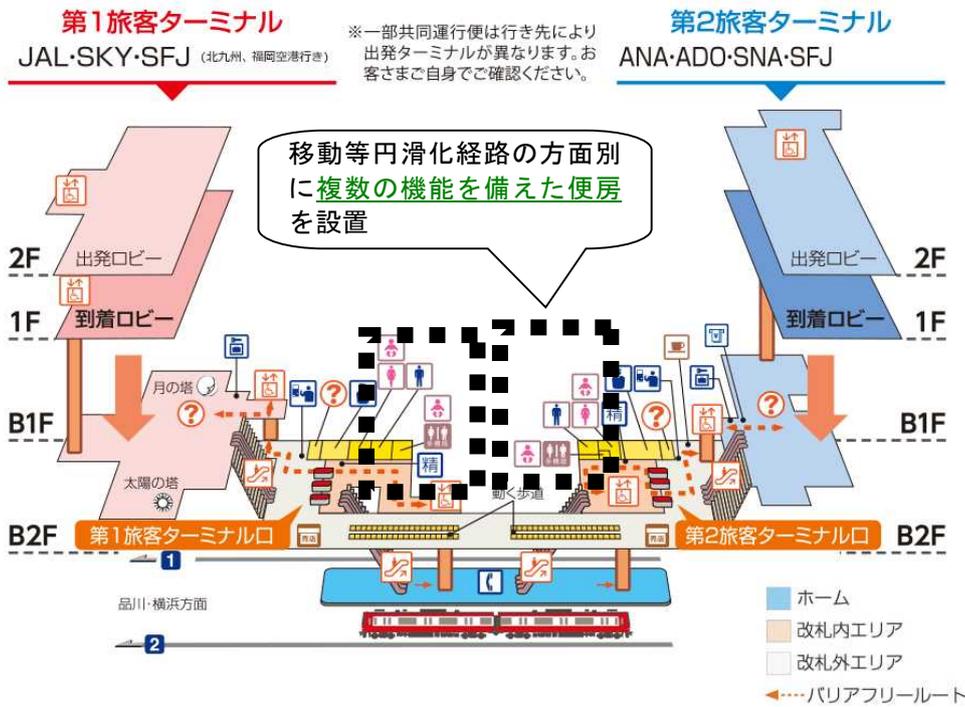


複数の機能を備えた便房

参考 6-2：複数の方面から移動等円滑化経路が確保されている場合の車椅子利用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房の複数設置例

<京浜急行 羽田空港駅>

- ・2方面・改札口からホームへの移動等円滑化が図られ、方面ごとに車椅子利用者用便房を設置（2箇所設置）。

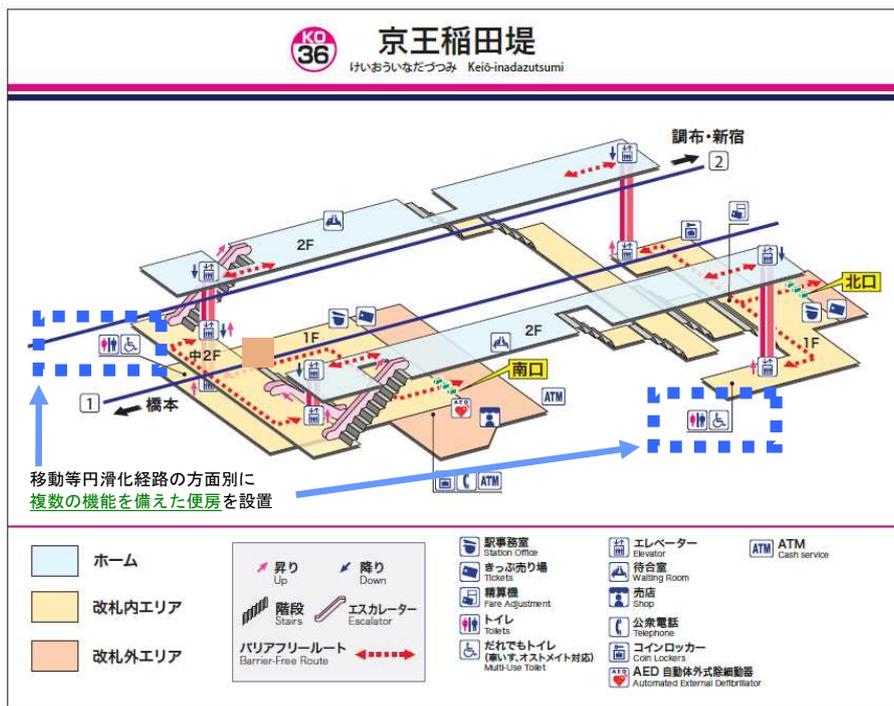


2017年11月1日現在

出典：京浜急行電鉄ホームページより

<京王電鉄 京王稲田堤駅>

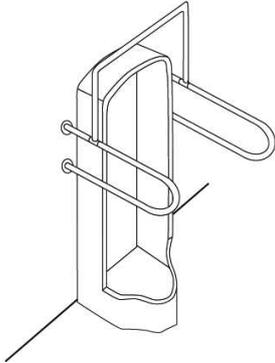
- ・交差する他鉄道路線により分断されている北口・南口の2方面・改札口からホームへの移動等円滑化が図られ、方面ごとに複数の機能を備えた便房を設置（2箇所設置）。



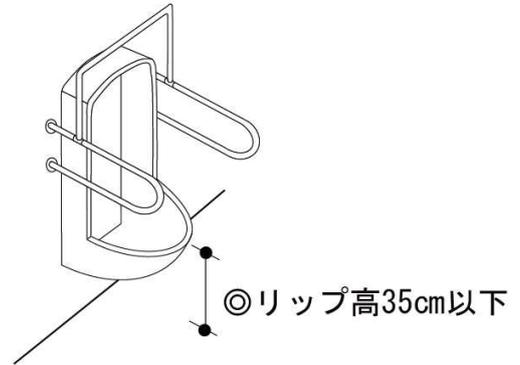
出典：京王電鉄ホームページより

参考 6-3 : 小便器の手すり例

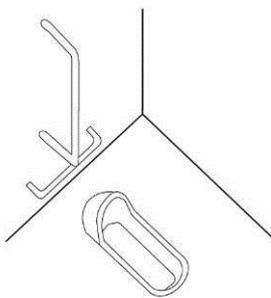
床置式



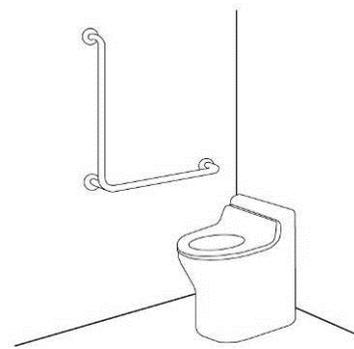
低リップ式



参考 6-4 : 和式便器の手すり例



洋式便器の手すり例



参考 6-5 : 杖・傘等のフック、手荷物棚の例



一般便房の例



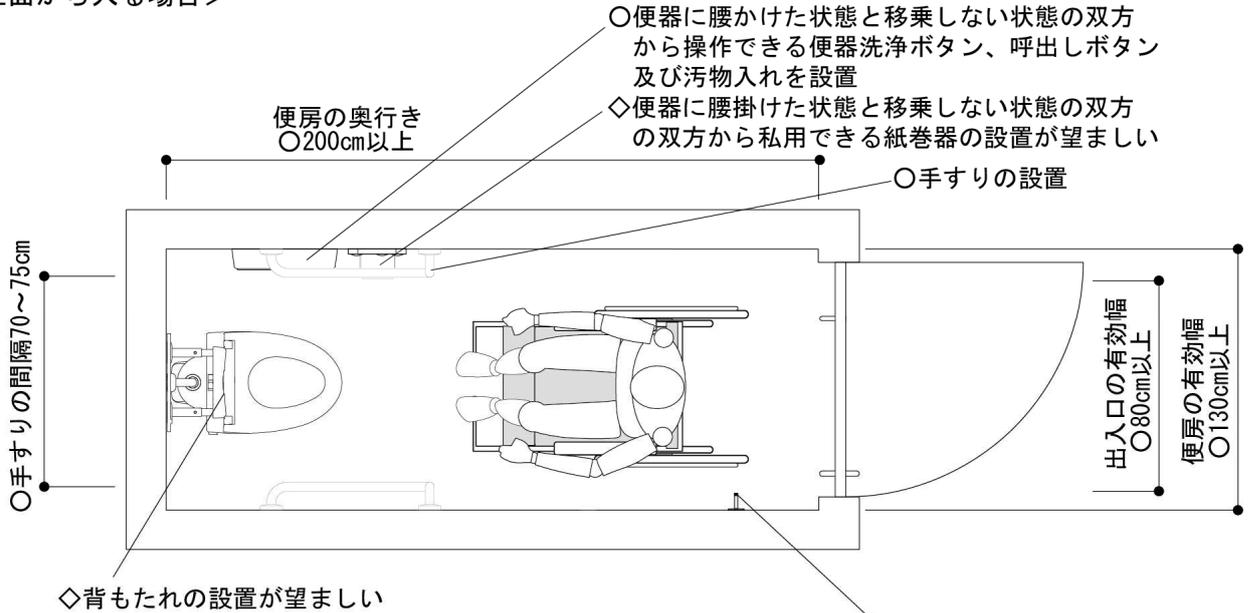
低い位置にも設置される例



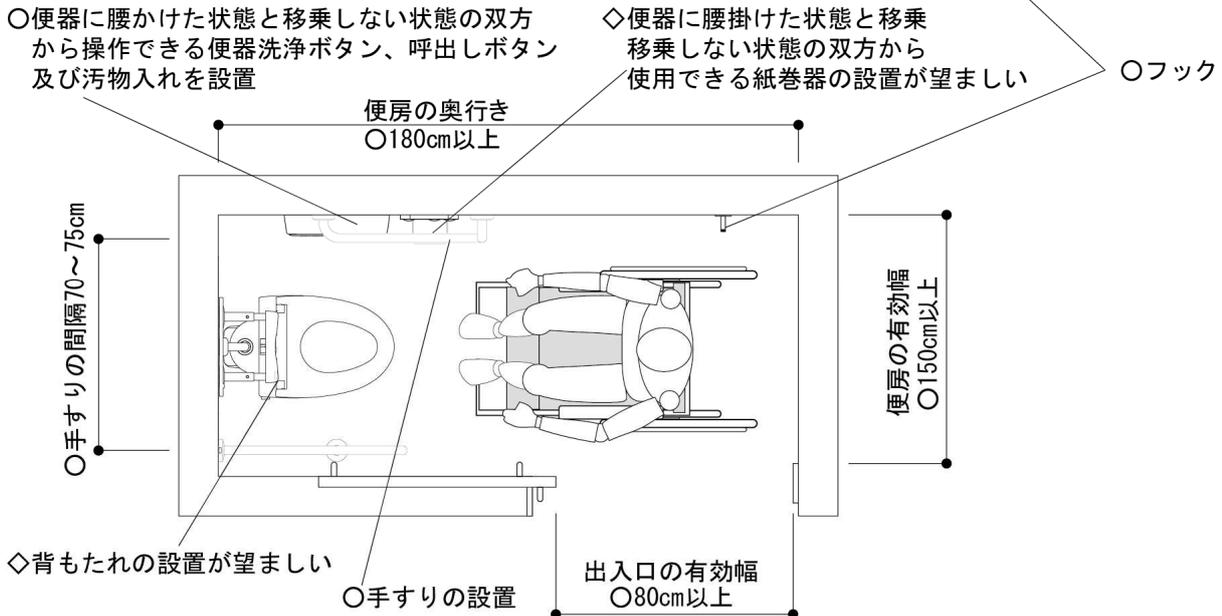
小便器の横に設置される例

参考 6-6：車椅子使用者用簡易型便房の例

<正面から入る場合>



<側面から入る場合①>



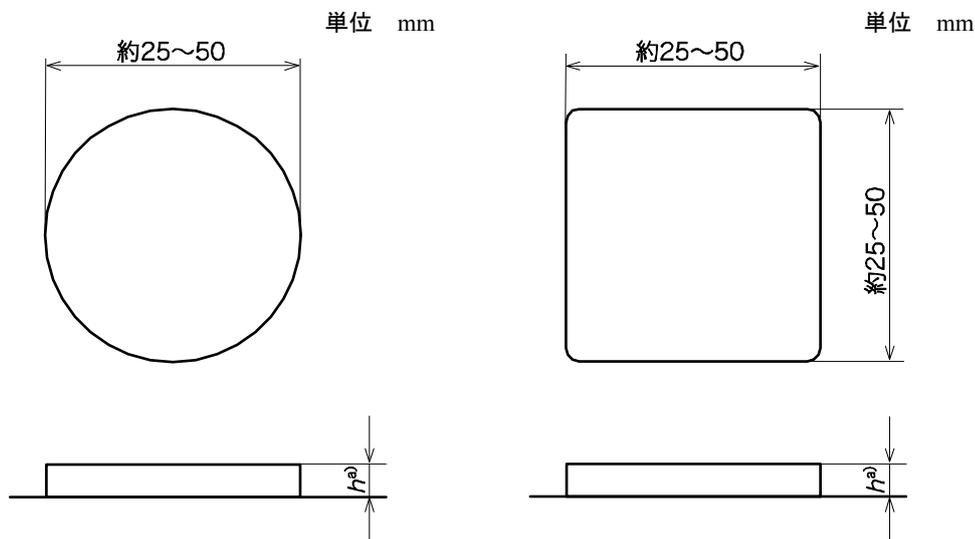
<その他>

ガイドラインでは、側面から入る場合において車椅子が 90 度転回できることを前提としている。一方で、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、斜めから移乗可能な例として 180cm 以上×150cm 以上が示されている。

参考 6-7 : JIS S0026 「公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置及び器具の配置」 抜粋

＜操作部の形状＞

- ・ 便器洗浄ボタンの形状は、丸形（○）とする。
- ・ 呼出しボタンの形状は、便器洗浄ボタンと区別しやすい形状 [例えば、四角形（□）又は三角形（△）] とする。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとする。

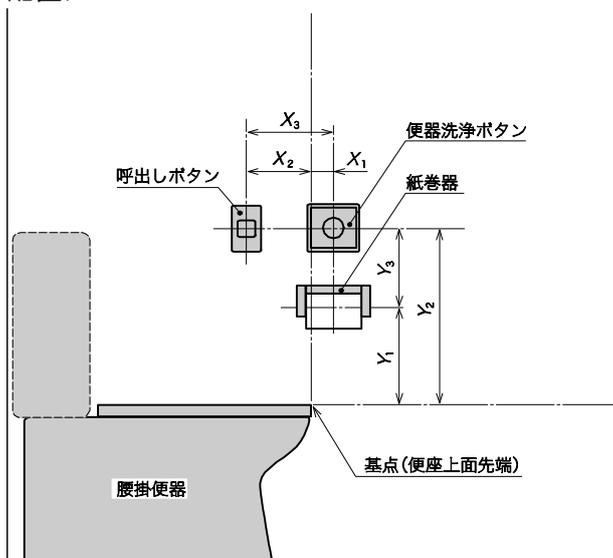


注 a) ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望ましい。

＜操作部の色及び輝度コントラスト＞

- ・ ボタンの色：操作部の色は、相互に識別しやすい色の組合せとする。JIS S 0033 に規定する“非常に識別性の高い色の組合せ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系とすることが望ましい。
- ・ ボタン色と周辺色の輝度コントラスト：操作部は、ボタンの色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、明度差及び輝度比にも留意する。

<操作部及び紙巻器の配置>



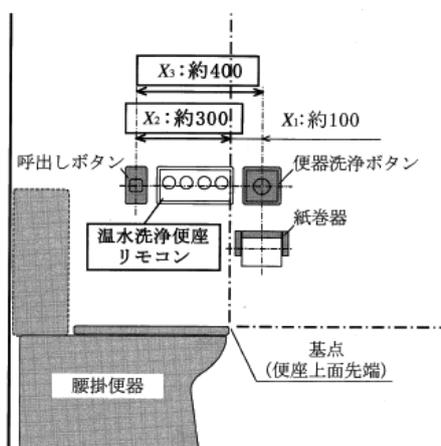
・呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

表 操作部及び紙巻器の設置寸法

単位：mm

器具の種類	便座上面端部(基点)からの水平距離	便座上面端部(基点)からの垂直距離	2つの器具間距離
紙巻器	X <sub>1</sub> ：便器前方へ 約0～100	Y <sub>1</sub> ：便器上方へ 約150～400	—
便器洗浄ボタン		Y <sub>2</sub> ：便器上方へ 約400～550	Y <sub>3</sub> ：約100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X <sub>2</sub> ：便器後方へ 約100～200		X <sub>3</sub> ：約200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

注) JIS S0026 では上図の配置・寸法を基本とするものの、JIS の解説において“この規格に示す設置寸法以外のとなる場合”の配置例を示している(手すりを設置する場合、棚付紙巻器を設置する場合、スペア付紙巻器を設置する場合等)。上図の配置・寸法による設置が困難な場合等においては JIS S0026 解説を参照されたい。



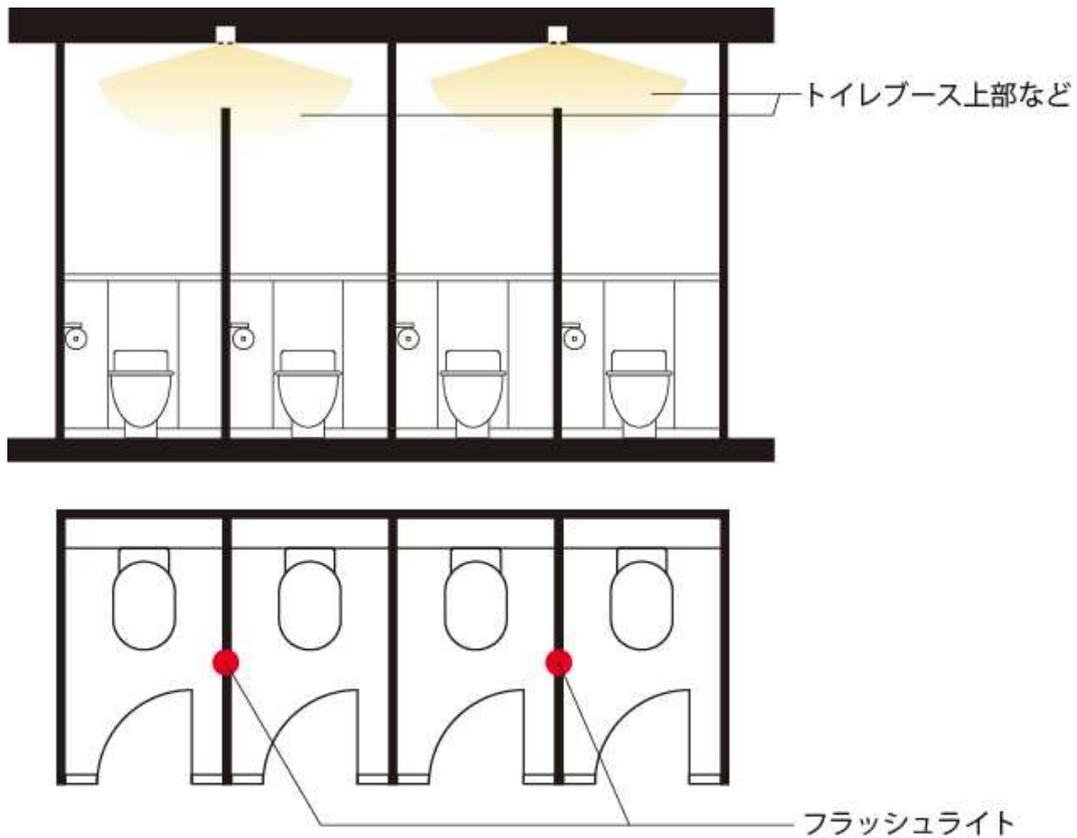
・温水洗浄便座リモコンを設置する場合の配置例。

出典：「公共トイレ JIS 配列について」

## 参考 6-8 : フラッシュライトの設置

- ・便房に、フラッシュライトを設置する際には、便房内でその点滅が十分識別できるように配置する必要がある。
- ・「光警報装置の設置に係るガイドライン」では、光警報装置の機能において白色光とすることが示されている。

(フラッシュライトの設置イメージ)



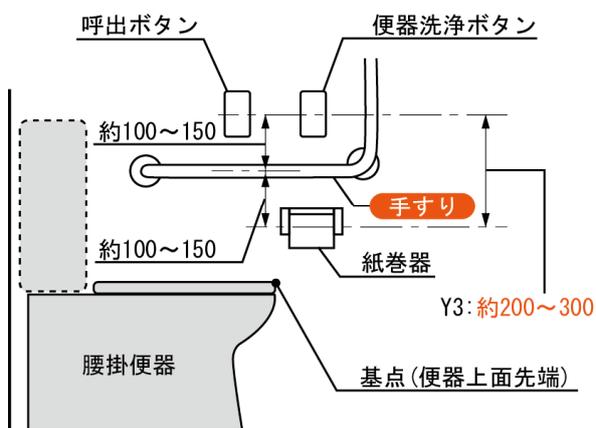
### (コラム) 車椅子使用者用便房の便器脇手すり等の配慮事項

- 重度の上肢障害のある利用者（例えば上肢の動作が困難な頸椎損傷や筋ジストロフィーの人）にとっては便器洗浄ボタン等の操作スイッチの壁面取り付け位置は低めが望ましいという結果が示されている（JIS S0026 の規格制定の事前検証「ぐっどトイレプロジェクト」による）。本整備ガイドラインでは壁面に付ける手すりの高さの目安を 65～70cm 程度と示しているが、操作スイッチ類を低めに設置するにあたり、手すりがスイッチや紙巻器類に干渉しないよう高さの決定に際しては十分な配慮が必要である。
- JIS S0026 では上図の配置・寸法を基本とするものの、JIS の解説において“この規格に示す設置寸法以外となる場合”の配置例を示している（手すりを設置する場合、棚付紙巻器を設置する場合、スペア付紙巻器を設置する場合等）。上図の配置・寸法による設置が困難な場合等においては JIS S0026 解説を参照されたい。

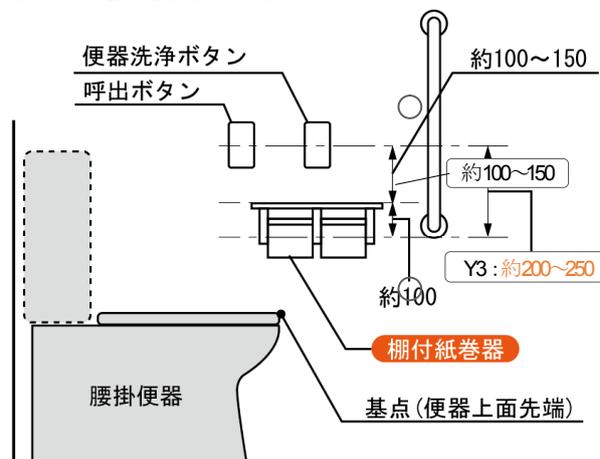
便器洗浄ボタンの紙巻器と垂直距離(Y3)が、この規格に示す設置寸法(約 100～200mm)意外となる場合の設置例

- 手すり、棚など、便器洗浄ボタンの真下に乗せることができるものが設けられる場合

①手すりを設置する場合



②棚付紙巻器を設置する場合



棚付紙巻器に耐荷性がある場合には、I型手すりの設置も考えられる。

出典：「公共トイレ操作系 JIS (JIS S0026)」

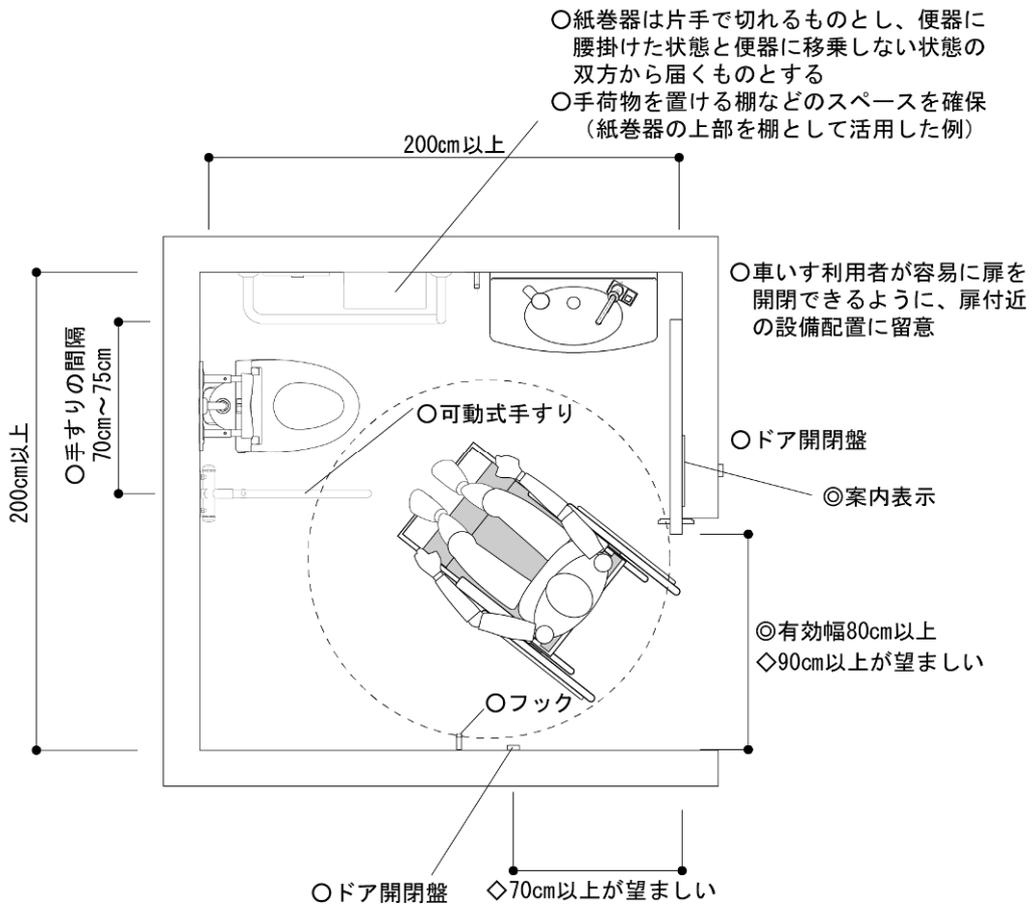
■ 車椅子使用者用便房

案内表示	◎出入口には車椅子使用者用便房が設けられていることを表示する標識を設ける。	参考5-7
出入口	◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口は、段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。また、設備の位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。 ○点字を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。 ○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。 ◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。	
戸	◎有効幅 80cm 以上とする。 ◇有効幅 90cm 以上とすることが望ましい。 ◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。 ○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。 ◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。 ○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮する。 ◇便房内の出入口の戸から 70cm 程度の範囲には、壁に付属物を設置しないことが望ましい。 ○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。 ○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ (60cm～70cm程度) のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	参考6-9 参考6-10
戸の開閉盤	○戸の開閉盤 (開閉スイッチ) は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。 ○戸の開閉盤は、戸から 70cm 以上離して設置し、その設置高さは 100cm 程度とする。 ○電動式の戸の場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。 ○使用中である旨を表示する装置を設置する。	
大きさ	◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 ○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する (標準的には標準内法寸法 200cm×200cm 程度のスペースが必要)。 ○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する (標準的には標準内法寸法 220cm×220cm 程度のスペースが必要)。 ◇電動車椅子で方向転換が可能なスペース (標準内法寸法 220cm×220cm 程度) を有する場合、便器横の移乗スペースを 75cm 以上確保することが望ましい。	

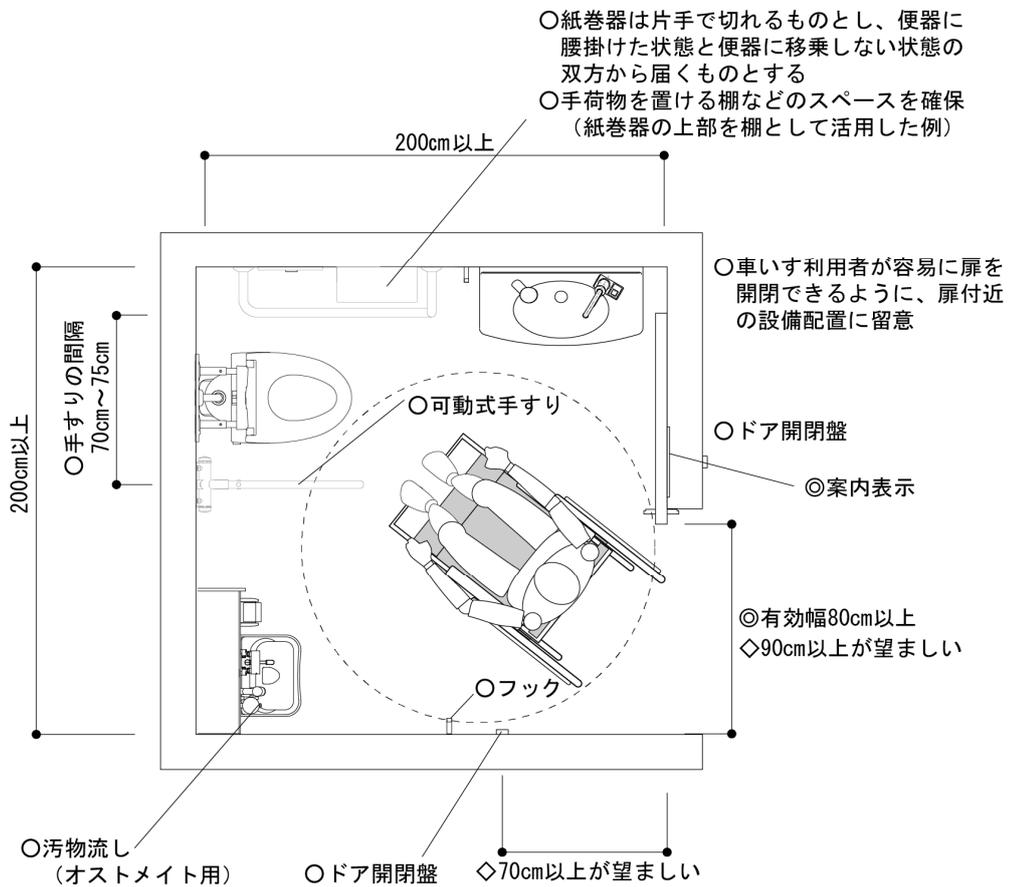
便器	<p>◎便器は腰掛式とする。</p> <p>○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。</p> <p>○便座の高さは40～45cmとする。</p> <p>○便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。</p> <p>◇上肢が動かしにくい利用者に考慮し温水洗浄便座を設けることが望ましい。</p>
手すり	<p>◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便房には、手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で、握りやすいものとする。</p> <p>○壁と手すりの間隔は5cm以上の間隔とする。</p> <p>○手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cm程度とし、左右の間隔は70～75cmとする。</p>
付属器具	<p>○すべての付属器具の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。</p> <p>○便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。</p> <p>○紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。</p> <p>○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、視覚障害者、車椅子使用者に危険のない高さ、形状とするとともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。</p> <p>○手荷物を置ける棚などを設置する。(またはスペースを確保する)</p> <p>◇小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。</p>
洗面器	<p>○車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。</p> <p>○車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75～80cm程度とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。</p> <p>○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。</p> <p>○鏡は車椅子でも立位でも使用できるように、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。</p> <p>◇洗面台周りに石鹸容器やハンドドライヤー等を設置する場合には、仕上がり床面から80cm～100cm程度の操作可能な高さで、洗面台中央から75cm程度の範囲に設置することが望ましい。</p>
汚物入れ	<p>○汚物入れはパウチ等を捨てることを考慮した大きさのものとする。</p> <p>◇汚物入れは、おむつ交換台やオストメイト用の水洗器具から手の届く場所に設置することが望ましい。</p>
鏡	<p>◇洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。</p>

おむつ交換シート	◇機能分散の観点から、おむつ交換台は車椅子使用者用便房以外の場所に設置することが望ましい。	参考6-11
大型ベッド等	◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。 ◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。 ◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。	
床の表面	◎滑りにくい仕上げとする。 ◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。 ○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。	
呼出しボタン (通報装置)	○呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	
器具等の形状・色・配置	○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026にあわせたものとする。	

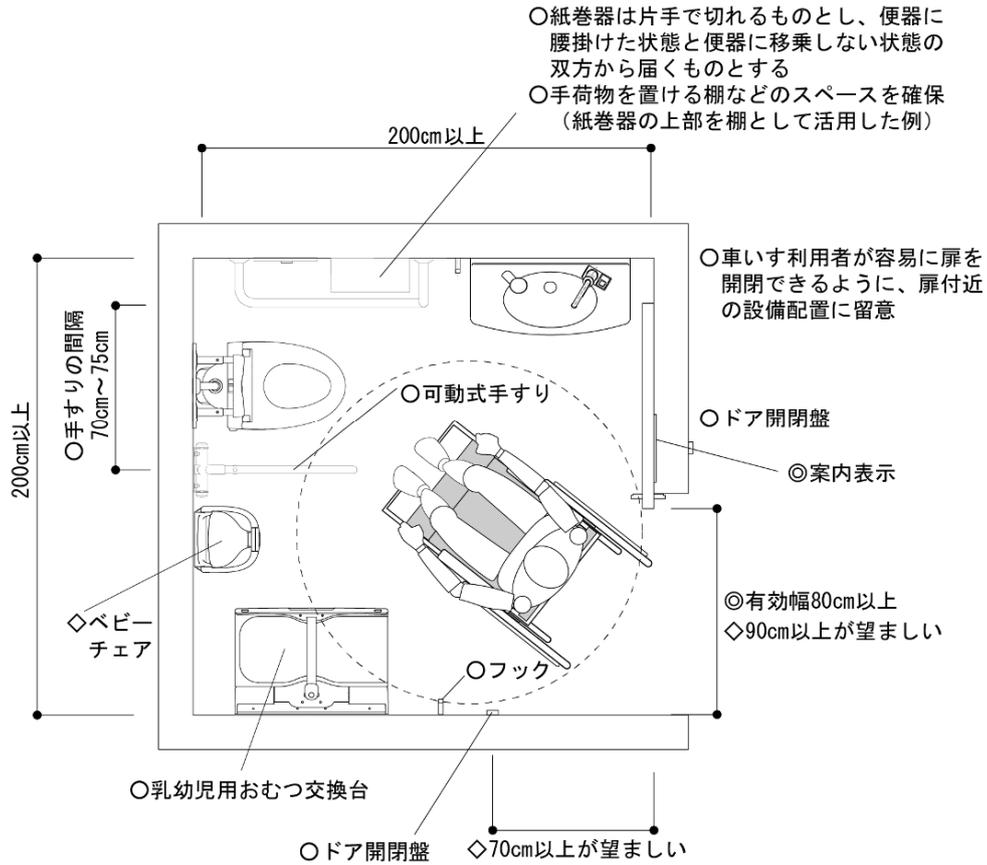
参考 6-9 : 車椅子使用者用便房の例 (標準的なプラン)



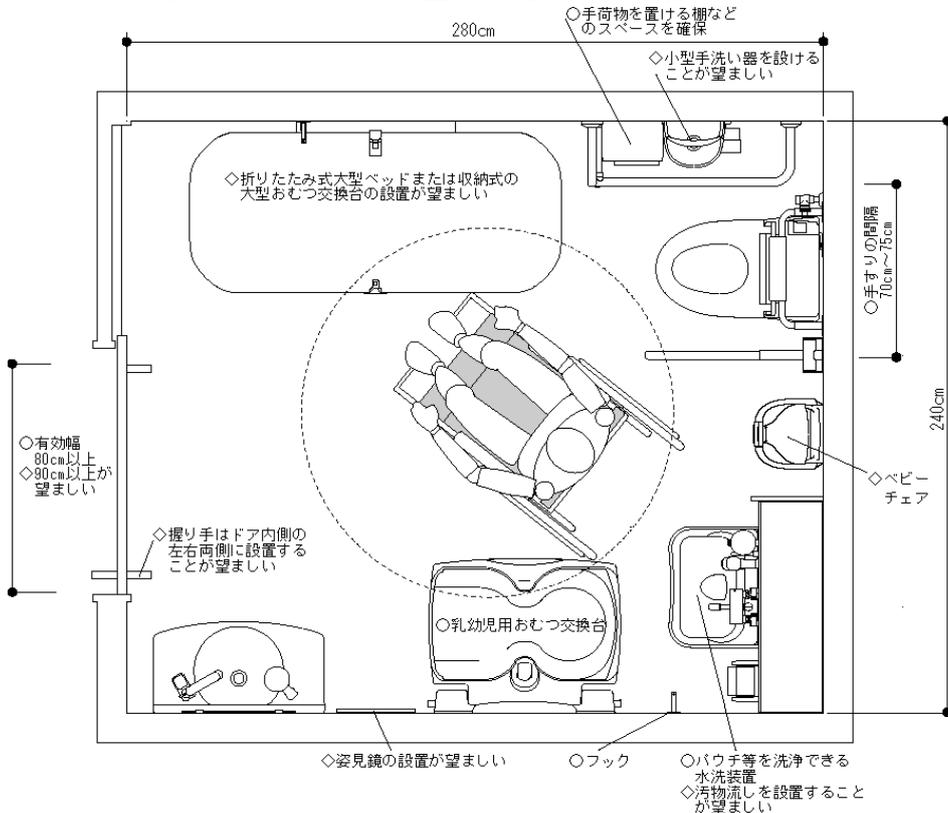
■オストメイト用設備を備えた便房



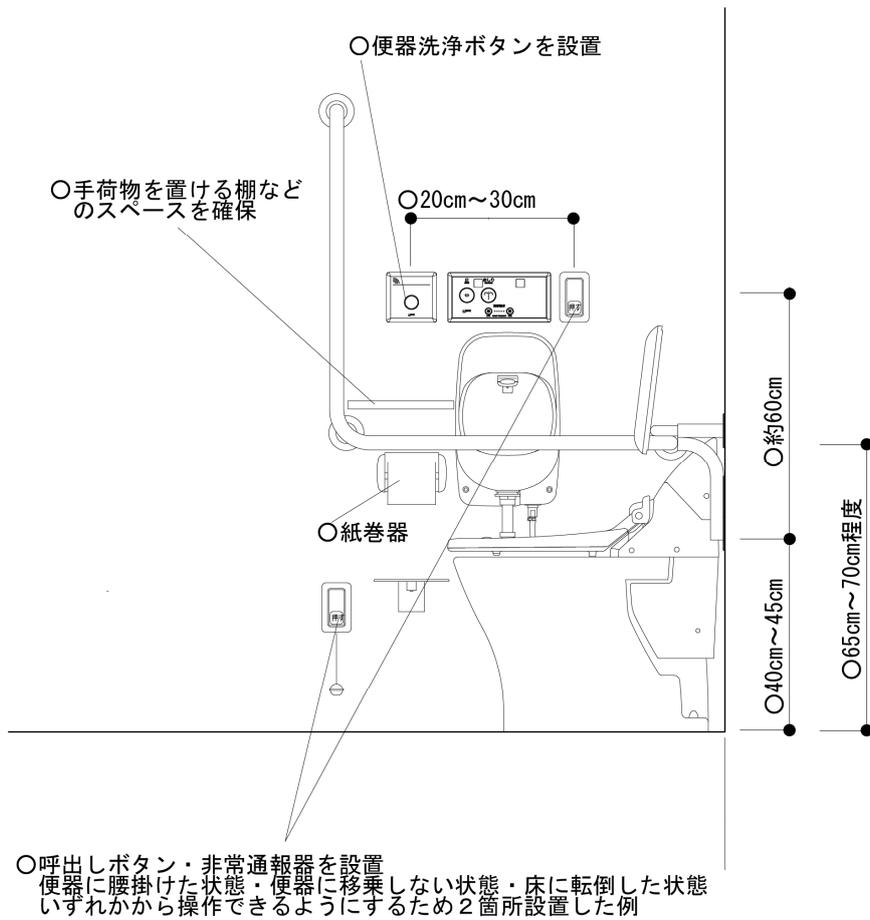
■乳幼児用設備を備えた便房



参考 6-10：複数の機能を同一の便房として整備（従来の多機能トイレ）した事例

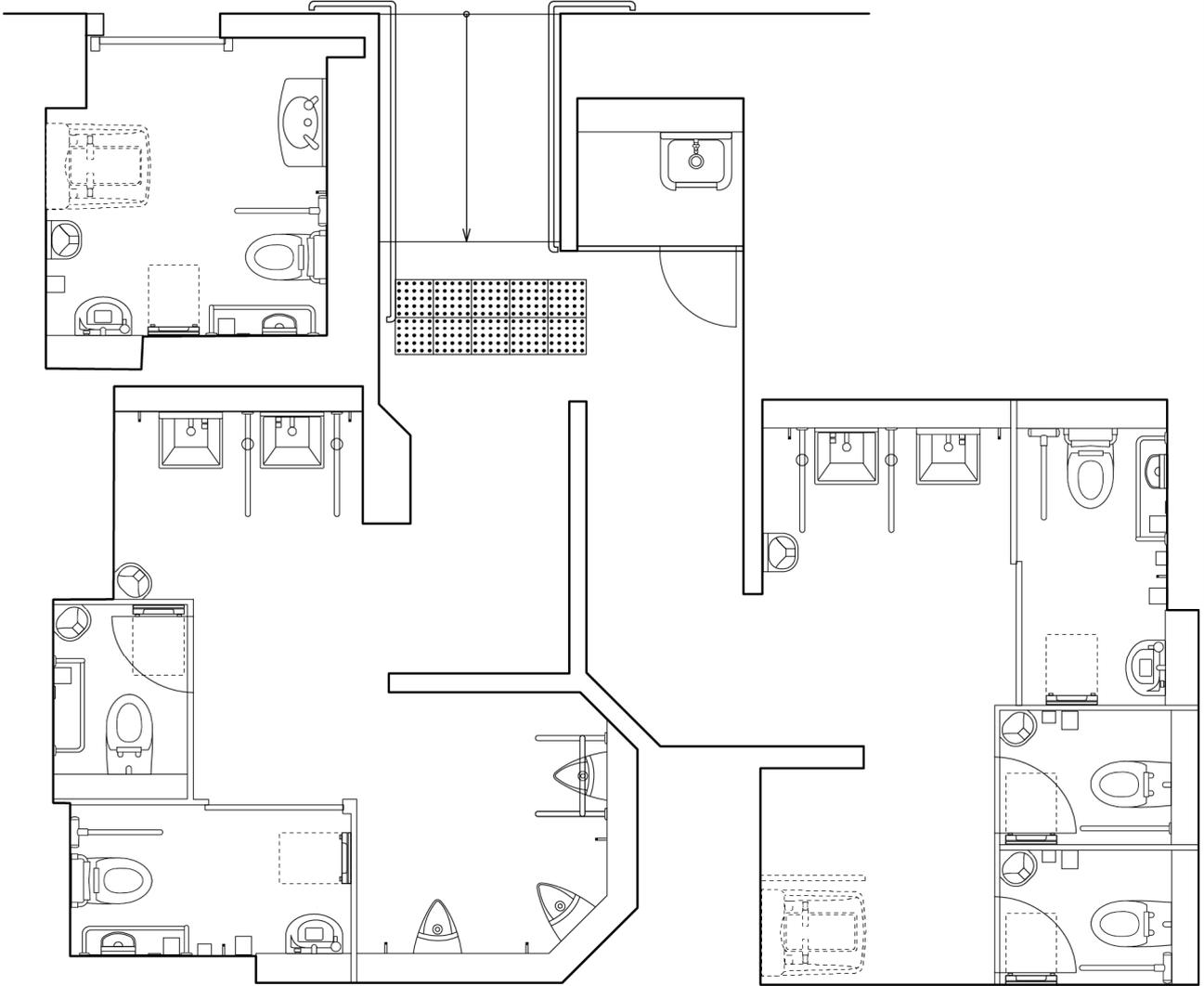


参考 6-11 : 呼出しボタン・非常通報器の設置位置



<個別機能便房の複数配置>

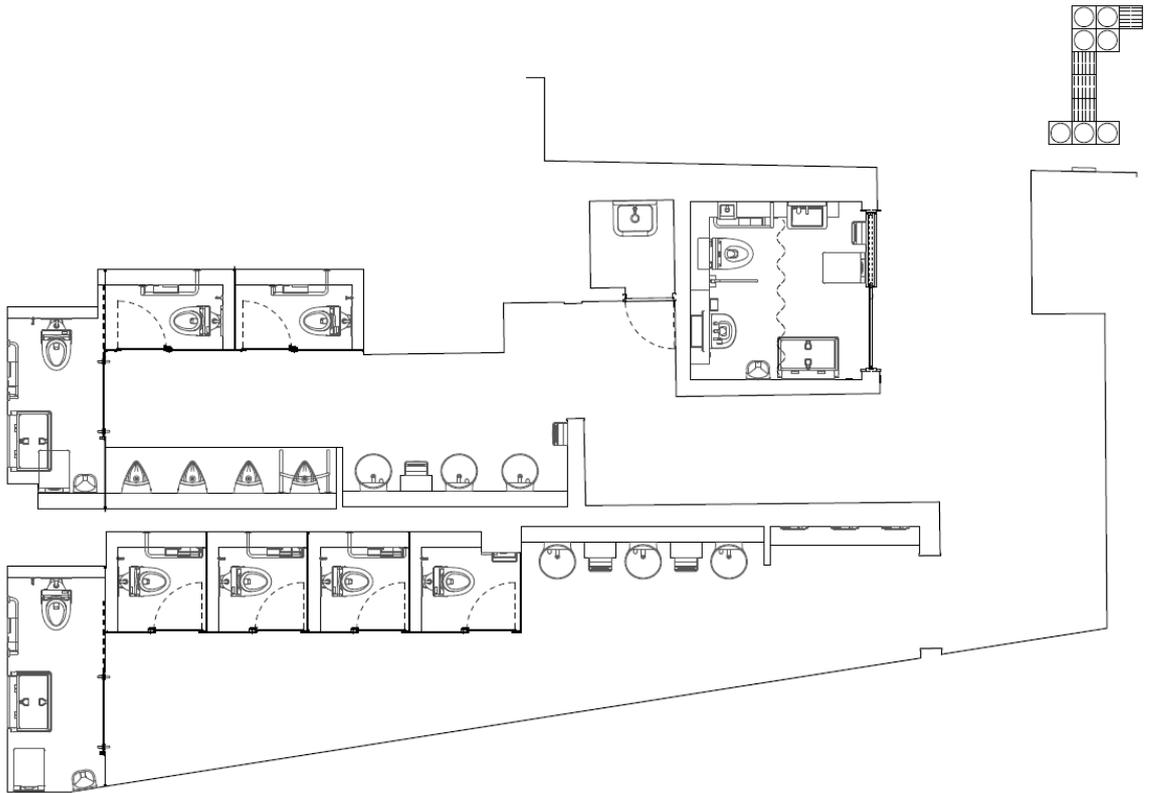
車椅子使用者用便房の他に、男女それぞれの限られたスペースの一般便房にオストメイト用設備を有する便房や乳幼児連れ用設備を有する便房を設置している。(東京都交通局 新宿線 市ヶ谷駅)



提供：東京都交通局提供資料を基に作成

<一般トイレに乳幼児連れ用設備を設けた例>

一般トイレに乳幼児用おむつ交換台、ベビーチェア、着替え台等、乳幼児連れ用設備を設けた便房を整備している。(JR 東海 名古屋駅)



**POINT**

一般トイレに乳幼児連れ用設備を備えた便房を設けることにより、複数の機能を備えた便房の混雑緩和に配慮した。

提供：東海旅客鉄道株式会社

<JR 東海 品川駅の乳幼児連れ用設備を備えた便房の例>



提供：東海旅客鉄道株式会社

### (コラム) 車椅子利用者用便房へのカーテン設置について

- ・ 介助者が車椅子利用者用便房内で待つことや異性同伴の介助に配慮すると遮断カーテンの設置が望ましい、燃やされる・破られるといった防火面やモラル面での問題点、さらには、カーテンを手すり代わりとして使用される場合は危険であるといった安全面での問題点も指摘されている。
- ・ 車椅子利用者用便房内にカーテンを設置する際には、上記の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分配慮する必要がある。

### (コラム) 補助犬用のトイレについて

- ・ 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を伴ってご旅行される空港利用者に便利で快適に空港を利用いただけるよう「ほじょ犬トイレ」を設置している。（成田国際空港）



## ②案内所

利用客にとって利用頻度が少なく非日常的な利用が行われる空港において、初めての旅客が安心して空港を利用するためには案内所が重要な役割を担う。

案内所等のカウンターは、構造上、車椅子利用者にとって利用しにくいものもある。特に、カウンターの高さや、蹴込みについて、考慮する必要がある。カウンターの下部は、車椅子利用者のひざやフットサポートなどが当たらないよう配慮する。

### <移動等円滑化基準>

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

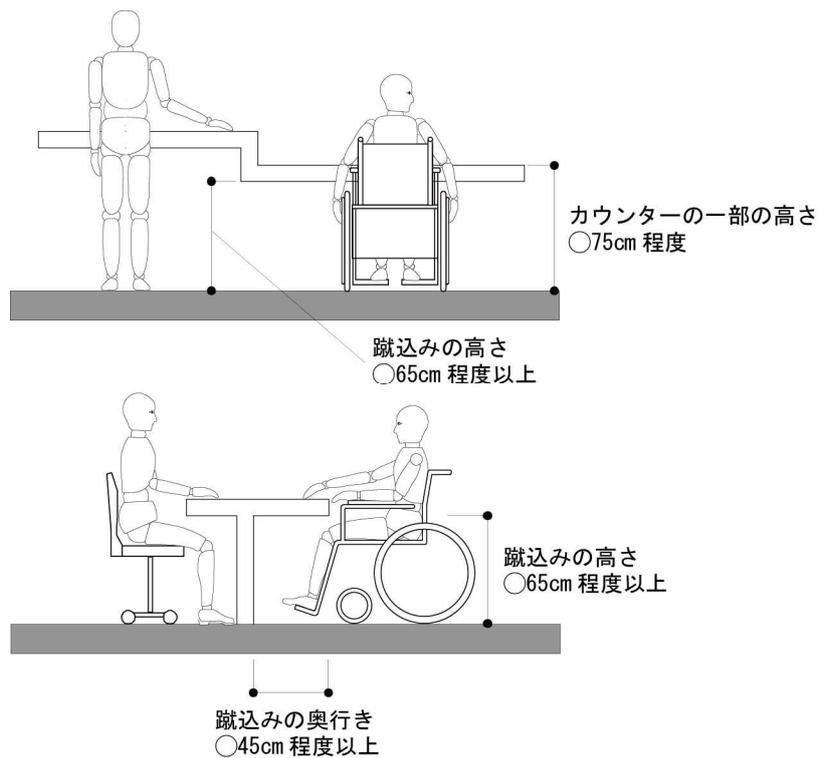
第16条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子利用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
- 3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

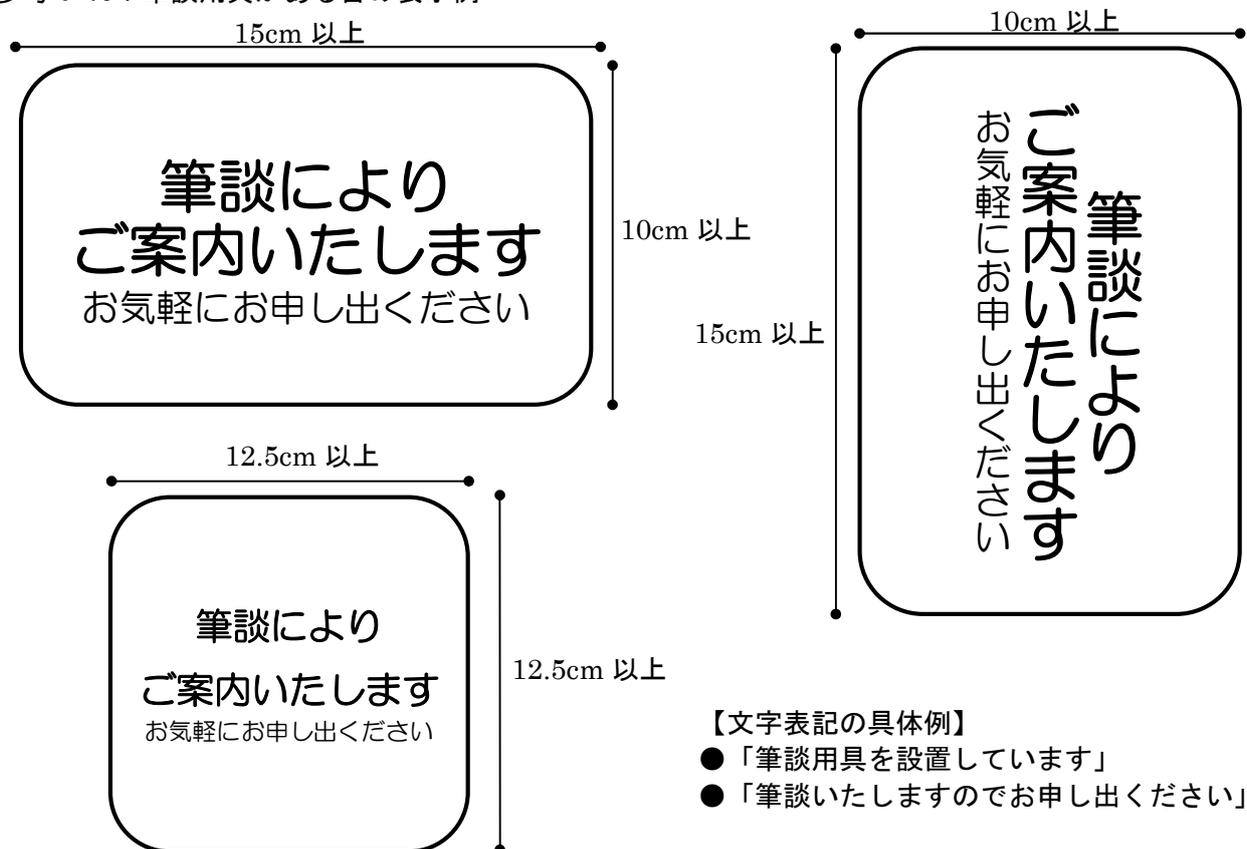
### <ガイドライン>

配置	○案内所等を設ける場合は旅客の移動経路から見て、位置が分かりやすく、アクセスがしやすい適切な位置に配置する。	
カウンター	◎乗車券等販売所、待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子利用者の円滑に利用することができる構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 ○カウンターの蹴込みの一部は高さ65cm程度以上、奥行き45cm程度以上とする。 ○カウンターの一部は、車椅子利用者との対話に配慮して高さ75cm程度とする。 ○カウンターのついたてまでの奥行きは、車椅子利用者との対話に配慮して30cm～40cmとする。	参考6-12
視覚障害者の誘導	○空港旅客施設出入口から案内所までは、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	
聴覚障害者の案内	◎乗車券等販売所、待合所及び案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。 ◎この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。 ○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ○手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券販売所、又は案内所の見やすい場所に表示する。	参考6-13
コミュニケーション支援ボード	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備することが望ましい。	参考6-14

参考 6-12 : カウンターの例



参考 6-13 : 筆談用具がある旨の表示例



(コラム) 耳マーク・手話マークなど

- ・聴覚障害者が、自分の耳が不自由であることを表す耳マークの他、窓口等でヒアリンググループを設置していることや手話、筆談での対応が可能であることを示すマークがあります。

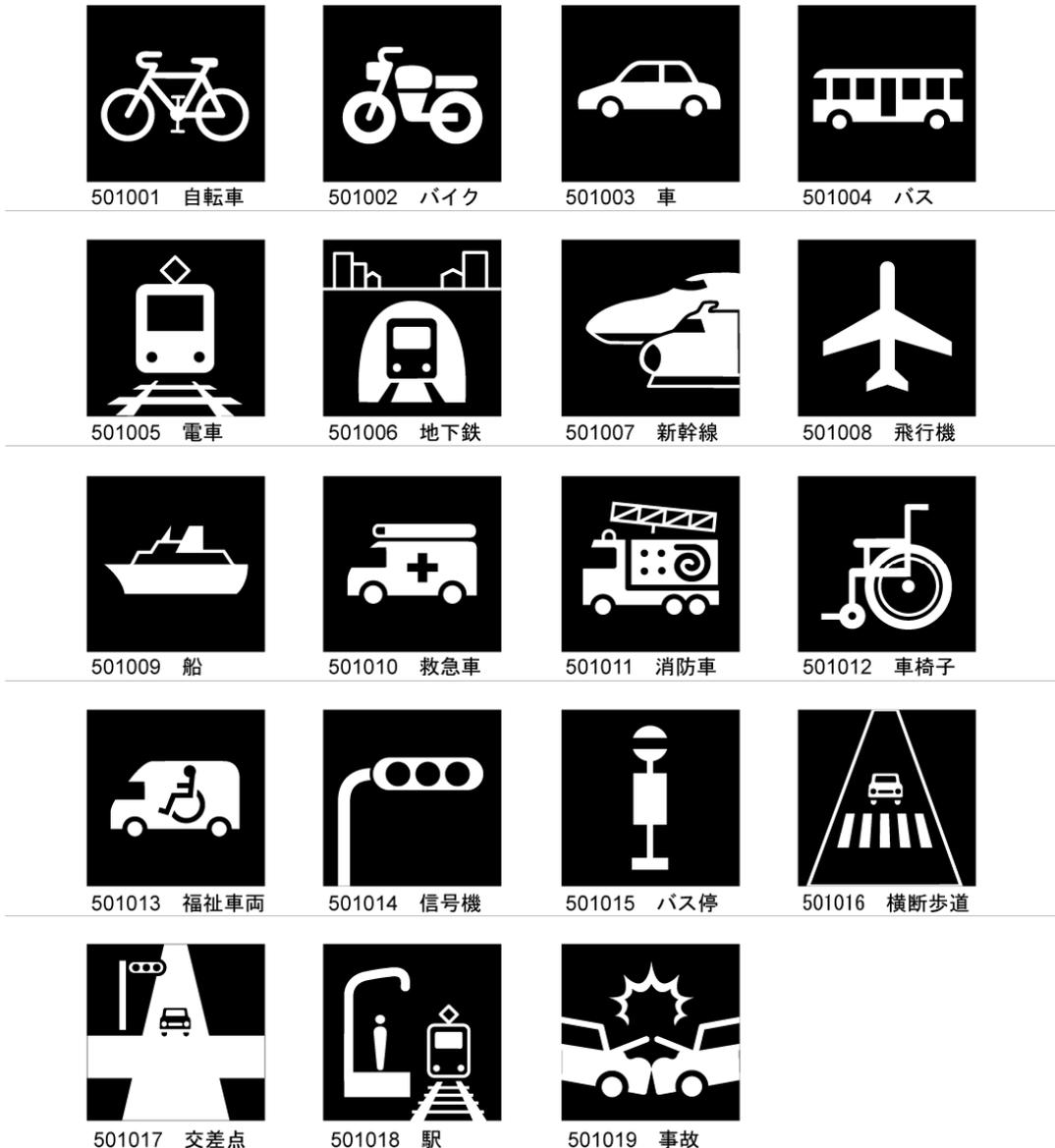


出典：  
（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

出典：  
（一財）全日本ろうあ連盟

参考 6-14：JIS T0103「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則」に記載されている絵記号の例

【分類項目】501：乗り物・交通



(コミュニケーション支援ボードの一例)

乗 り 物 ノ 駅 <b>3</b>			
 でんしゃ 電車 Train 电车 전철	 バス Bus 公交车 버스	 <b>TAXI</b> タクシー Taxi 出租车 택시	 ひこうき 飛行機 Airplane 飞机 비행기
 きっぷうりば Tickets 售票处 매표소	 かいさつぐち 改札口 Ticket Gate 检票口 개찰구	 でぐち 出口 Exit 出口 출구	 ふね 船 Ship 轮船 배
場 所 <b>4</b>			
 コインロッカー Coin Locker 投币式储物柜 코인로커	 エレベーター Elevator 电梯 엘리베이터	 キャッシュサービス Cash Service / ATM 现金业务 현금서비스	 てい バス停 Bus Stop 公交车站 버스 정류장
 しゅくはく ホテル / 宿泊 Hotel / Accommodation 酒店 / 住宿 호텔/숙박	 いんしょくてん 飲食店 Restaurant 饭馆 음식점	 ばいてん 売店 / コンビニ Shop 商店 / 便利店 매점/편의점	 びょういん 病院 Hospital 医院 병원
も の <b>5</b>			
 かさ Umbrella 伞 우산	 さいふ 財布 Wallet 钱包 지갑	 かばん Bag 皮包 가방	 障害者手帳 しょうがいしやてちょう 障害者手帳 Disability ID 残疾人手册 장애인수첩
 ていきけん きっぷ / 定期券 Ticket / Commuter Pass 车票 / 月票 표/정기권	 けいたいでんわ 携帯電話 Mobile Phone 手机 휴대폰	 かぎ 鍵 Key 钥匙 열쇠	 パスポート Passport 护照 여권

出典：(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団

(コラム) 中部国際空港の事例

(コンセプトとデザイン 不慣れな人、困難な人への案内を得やすく。車椅子利用者対応への徹底)



3階総合案内カウンター

3階総合案内カウンター



CIQエリア(税関)カウンター

CIQ エリア (税関) カウンター



筆記カウンター

筆記カウンター

■案内を得やすいカウンター

非制限エリアでのチェックインカウンターなど、空港内のさまざまなカウンターは、それぞれの機能に合わせてデザインされているが、幅木は車椅子やカートの衝突防止を兼ねたデザインとし、天板の高さは高い方1,000mm、低い方750mmを共通としている。案内カウンターには、車椅子使用者が寄り付けるカウンターを設け、視覚障害者用に天板面に触知案内図を組み込んだ。空港利用に不慣れな人や、情報入手が困難な人への案内を得やすくするため、工夫を行った。



耳マークのプレート

■すべての案内所に

すべての案内所で車椅子利用者対応カウンターと触知案内図が設置された。UD 研究会では実用を考えて、触知案内図は視覚障害者誘導用ブロックで導かれる案内所のみへの設置を求めていたが、空港会社側の判断で設置箇所が多くなった。また、触知案内図はカウンターの近くではあるが、別に設置される計画であった。触知案内図が提供できる情報の限界、仕様上の制約や認識できる視覚障害者側の実際の制約を判断すると、係員に説明を受けながら触知できることができるよう、触知案内図はカウンター内に組み込む UD 研究会の提案に沿って調整された。

また、聴覚障害者が気軽に案内所を利用できるよう「耳マーク」のプレートを設置することとした。聴覚障害者への対応が可能であることを示す表示については、どのようなサインとするか聴覚障害者メンバーに選定をゆだねられ、長期間をかけて合意された。

## (コラム) コミュニケーションへの配慮

### ○ヒアリングループ

- ・案内カウンターにおける聴覚障害者とのコミュニケーションの円滑化を目的として磁気誘導ループ（ヒアリングループ）を設置している。（羽田空港国際線ターミナル）



提供：東京国際空港ターミナル 株式会社

### ○手話テレビ

- ・案内カウンターにおいて、テレビ電話で手話対応が可能なスタッフとコミュニケーションをとることができる。（羽田空港国際線ターミナル）



### ○手話フォン

- ・聴覚障害者が手話で電話をかけられる公衆電話「手話フォン」が設置されている。オペレーターが手話通訳することで聴覚障害者も電話をかけることが可能になる。（成田国際空港）



提供：成田国際空港株式会社

### ③休憩等のための設備

大規模な旅客施設においては、長距離移動に配慮し、高齢者、障害者等が休憩するための設備を設置することが必要である。また、乳幼児連れの旅客のための施設を配置することが望ましい。

#### <移動等円滑化基準>

(休憩設備)

第18条 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

#### <ガイドライン>

ベンチ等	<p>◎高齢者・障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ休憩のためのベンチ等を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>◇ベンチの形状は、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とし、長距離の移動が困難となる利用者に配慮して適切な間隔で配置することが望ましい。</p>	
待合室	<p>○戸のある待合室を設ける場合には、その戸の有効幅を80cm以上とする。</p> <p>◇待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。</p>	
水飲み台	<p>○水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。</p> <p>○車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmとする。壁付きの場合には、蹴込みの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。</p>	
授乳室等	<p>◇授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置することが望ましい。</p>	参考6-15

### 参考 6-15 : 授乳室等の設置例

- ・複数の乳幼児連れの空港利用者が便利で快適に空港を利用いただけるよう、授乳室と子どもの遊び場を一施設として「キッズパーク」を設置している。幼児を遊ばせている間に乳児の授乳をすることが可能になる。



子どもが遊べるスペース



授乳ブースと給湯設備



おむつ交換台

提供：成田国際空港株式会社

### (コラム) キッズルーム内のトイレ設置 (成田国際空港)

キッズルームに子供用のトイレを設置。



## (コラム) 落ち着ける空間

- ・発達障害者は、周囲から理解されにくく、注意・叱責を受けることがある。本人が状況を理解できないまま、反復して注意されると興奮してしまうことがある。
- ・この場合、しばらく時間をおき、気持ちが落ち着いてから、「どうしたのか?」と尋ねることで、冷静に自分の行動を振り返ることができる。
- ・この対応をカームダウン (クールダウン) といい、知的障害者や精神障害者等にも有効である。
- ・旅客施設の利用時は、様々な視覚情報、音声情報及び騒音・雑音などが重なることで感覚に対する反応が過敏となること、天候の影響や事故の影響による電車の遅延など不測の事態が生じた場合等にパニックになることがある。
- ・そのような場合においてもカームダウン (クールダウン) の対応が有効となる。
- ・クールダウン (カームダウン) の設備を設ける場合は、視線が遮られる箇所になるため注意が必要である。

カームダウン (クールダウン) には、様々な視覚情報、音声情報及び騒音・雑音、他の旅客の視線を遮ることができるようにする必要があり、例えば救護室等を活用して、落ち着ける空間を用意することが有効である。

現在、成田空港ではカームダウン (クールダウン) の対応として「クールダウン・カームダウン設備」を設置している。(効果については検証中である。)



一人用の設備



二人でも利用可能な設備



救護室等もカームダウン (クールダウン) に活用可

提供：成田国際空港株式会社

## ④その他の設備

旅客施設においては、急病の際に安静をとるための施設を配置することが望ましい。

公衆電話は、車椅子利用者にとっては金銭投入口やダイヤルの位置が高い場合には利用しにくく、また、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者及び外国人にとっては電話機の利用が困難である。電話の設置や通信機器が利用できる環境整備については、通信事業者が行う事項であるが、電話置台、電話機種への配慮が必要となる。聴覚障害者にとっては、緊急時等において、携帯電話のメール機能・インターネット機能を利用した情報の取得や外部との連絡手段の確保が有効であることに配慮が必要である。

### <ガイドライン>

救護室	◇急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。	
A E D	○誰もが分かりやすく使いやすい位置にAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、使用方法をわかりやすく表示する。	
環境 明るさ	○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者、障害者等が見やすいよう十分な明るさとする。	
電話	○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	
	高さ	○電話機の1台以上について、電話台の高さを70cm程度とし、電話置台の台下の高さを65cm程度以上とする。
	ボタン等の高さ	○ダイヤルやボタンの高さは、90～100cm程度とする。
	蹴込み	○蹴込みの奥行きは45cm以上確保する。
電話機	◇少なくとも1台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。 この場合、見やすい位置にその旨を表示する。 ◇外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置することが望ましい。 ○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。	
自動販売機	◇自動販売機を設置する場合は、車椅子利用者、子供、視覚障害者等が利用しやすい機器を選定することが望ましい。	
F A X ・通信環境等	◇聴覚障害者が外部と連絡をとれるよう、自由に利用できる公衆FAXを設置することや、携帯電話やPHS等が利用できる環境とすることが望ましい。	

### (コラム) 電動乗用カートの導入 (成田国際空港ほか)

歩行困難な方や動く歩道の乗降に困難の伴う方のために電動式の乗用カートを導入している。



## ⑤チェックインカウンター

チェックインカウンターは、立位の利用者と車椅子使用者の双方に配慮した高さ、形状等とする。また、車椅子使用者の利用に配慮して別途低いカウンターを設けることが望ましい。

### <移動等円滑化基準>

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

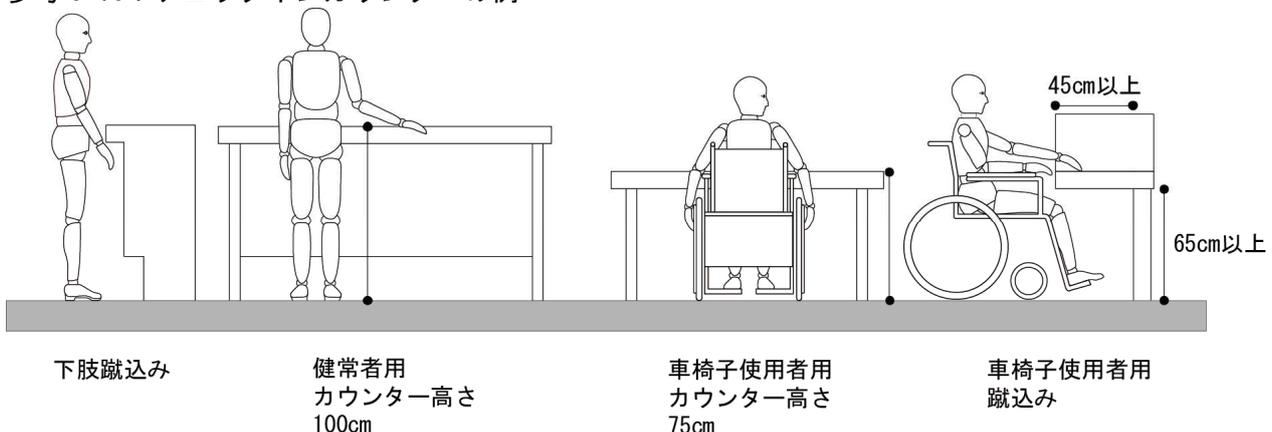
第16条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
- 3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

### <ガイドライン>

カウンターの高さ	○カウンターは、立位の利用者及び車椅子使用者の利用の双方に配慮して高さを1.1m程度とする。 ◇カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とすることが望ましい。	参考6-16
カウンターの形状	◇カウンターは、立位の利用者の爪先やひざ、車椅子使用者のアクセスなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。	
カウンターの蹴込み	◇車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とすることが望ましい。	
聴覚障害者の案内	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	参考6-13
コミュニケーション支援ボード	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	参考6-14

参考6-16：チェックインカウンターの例



## ⑥ 搭乗改札口

各搭乗口の自動若しくはその他の改札口は、車椅子使用者が円滑に通過できるよう配慮する。

### <移動等円滑化基準>

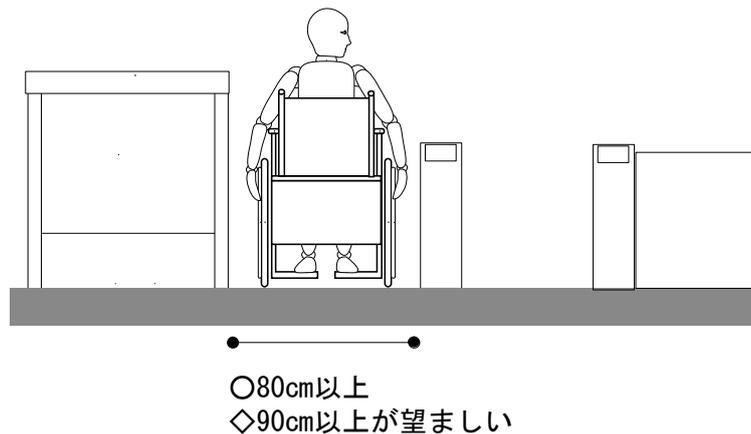
(改札口)

第29条 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

### <ガイドライン>

幅	◎各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅80cm以上とする。 ◇各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅90cm以上とすることが望ましい。	参考6-17
---	---	--------

参考 6-17 : 搭乗改札口の例



## ⑦国際線旅客検査施設

### ● 税関関係施設

出国税関検査カウンターは、“立ち寄り”の形態をとるため、車椅子使用者にも対応できるように配慮する必要がある。また、出国税関検査は申告制であり、入国管理や検疫に比べ、検査人数も少ないことから、専用の記載台を設けず、カウンターで記載を行なうものとする。

入国税関検査台は、利用者のみならず検査職員の作業効率も考えた形態とする。

また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。

### <移動等円滑化基準>

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第16条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

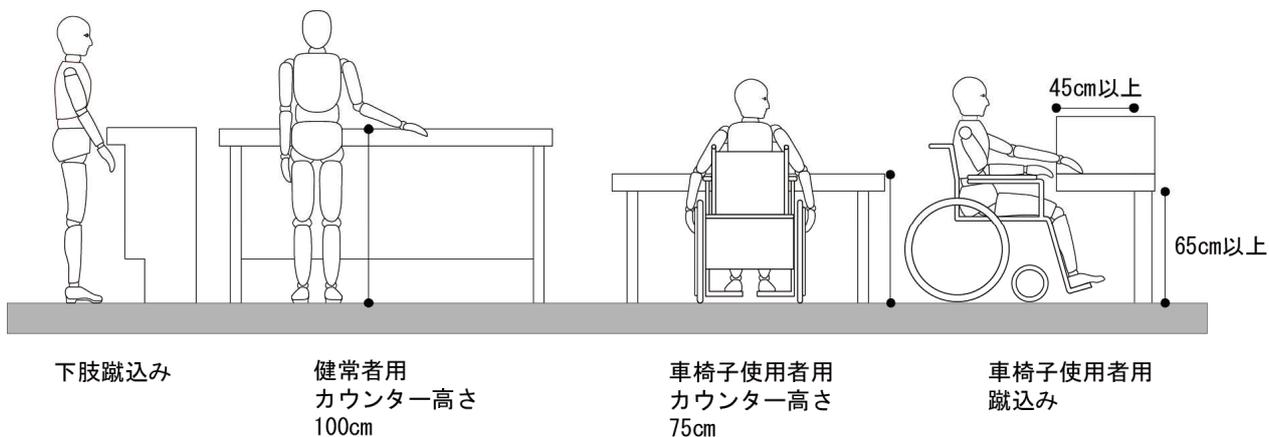
2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

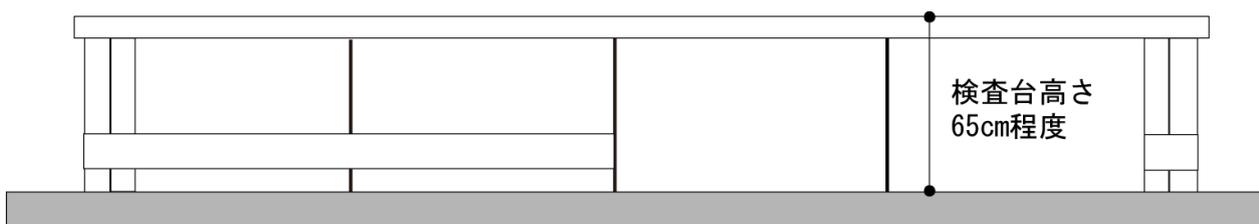
### <ガイドライン>

出国税関検査 カウンター	○カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とする。	参考6-18	
	高さ		○立位の利用者用カウンターは、書類の記載・車椅子使用者の書類受け渡し等の場合も考慮し、高さを100cm程度とする。
	形状		◇カウンターは、立位の利用者のつま先やひざ、車椅子利用者の寄り付きなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。
	蹴込み		○車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とする。
入国税関 検査台	○高さ65cm程度とする。	参考6-19	
記載台	○高さ100cm程度とする。 ○車椅子使用者の利用に配慮して、高さ75cm程度、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上の記載台を設ける。	参考6-20	
聴覚障害者 の案内	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通を図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	参考6-13	
コミュニケ ーション ボード	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	参考6-14	
検査諸室等	○検査室、嚴重検査室トイレ、接遇室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。		

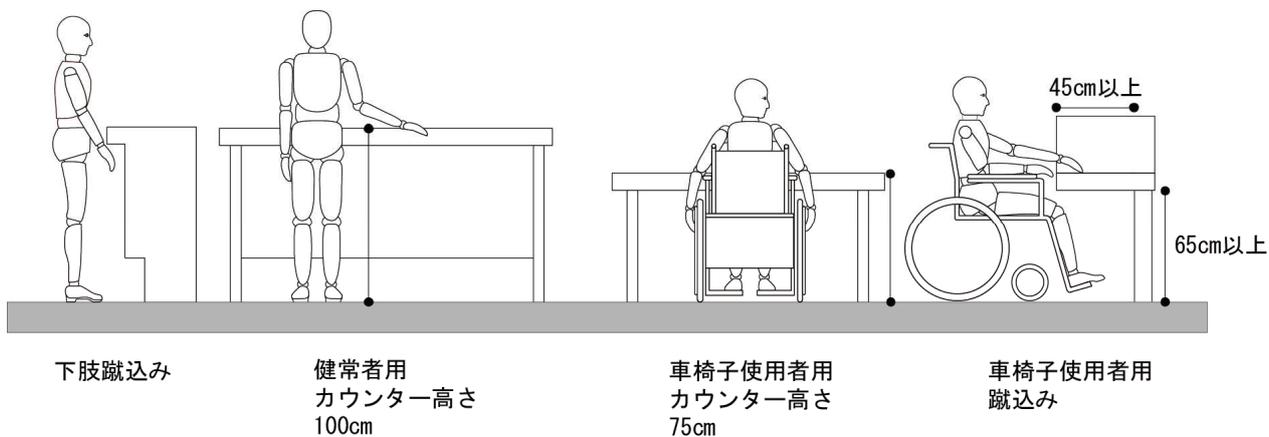
参考 6-18 : 出国税関検査カウンターの例



参考 6-19 : 入国税関検査台の例



参考 6-20 : 記載台の例



● 出入国審査関係施設

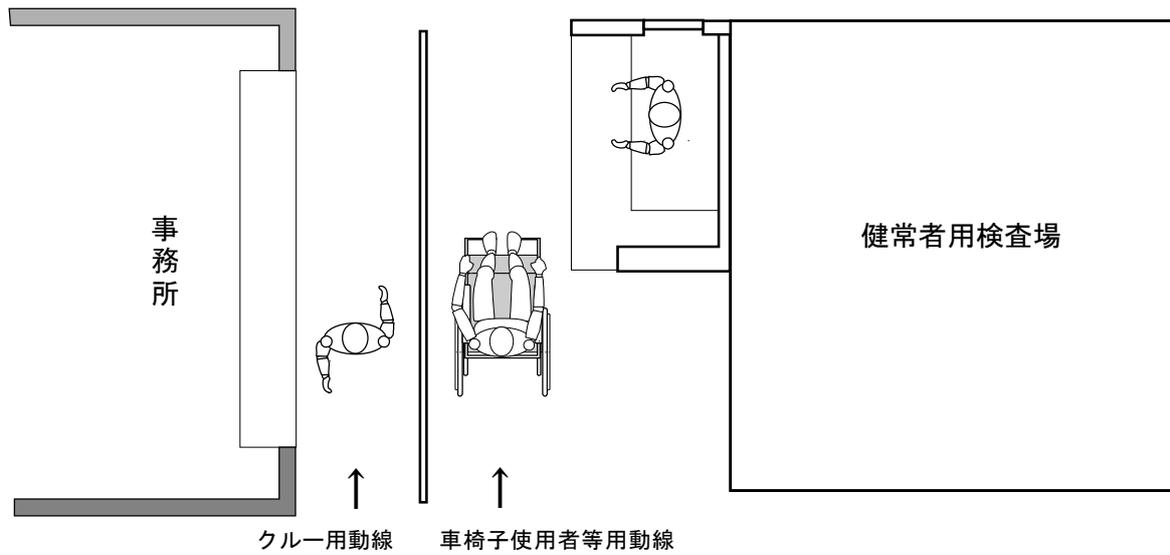
車椅子使用者等のクランク形式の出入国審査ブースを通過困難な旅客に対し、当面、事務所側のクルー用通路で対応する。

今後、車椅子使用者等利用者の増加に応じて、専用通路の増設を検討する。その場合、専用通路は車椅子使用者等が通行しやすい形状とし、それに対応したカウンター形状が必要になり、併せて、すり抜けや覗き込みに対して配慮する。

<ガイドライン>

通路	○車椅子使用者等が通り抜けられるよう、幅 90cm 以上の直線の通路を 1 箇所以上設け、カウンターの高さ、形状は車椅子利用者に配慮する。	参考6-21
記載台	○税関関連施設の記述を参照。	参考6-20
聴覚障害者の案内	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	参考6-13
コミュニケーションボード	◇言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	参考6-14
検査諸室等	○口頭審理室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。	

参考 6-21：車椅子使用者等が通行可能な出入国審査ブースの例



入国時における障害者用の優先通路（花巻空港）

提供：岩手県空港ターミナルビル株式会社

● 検疫関係施設

検疫検査ブースでは、当面、車椅子使用者等に対し、クルー専用通路で対応する。

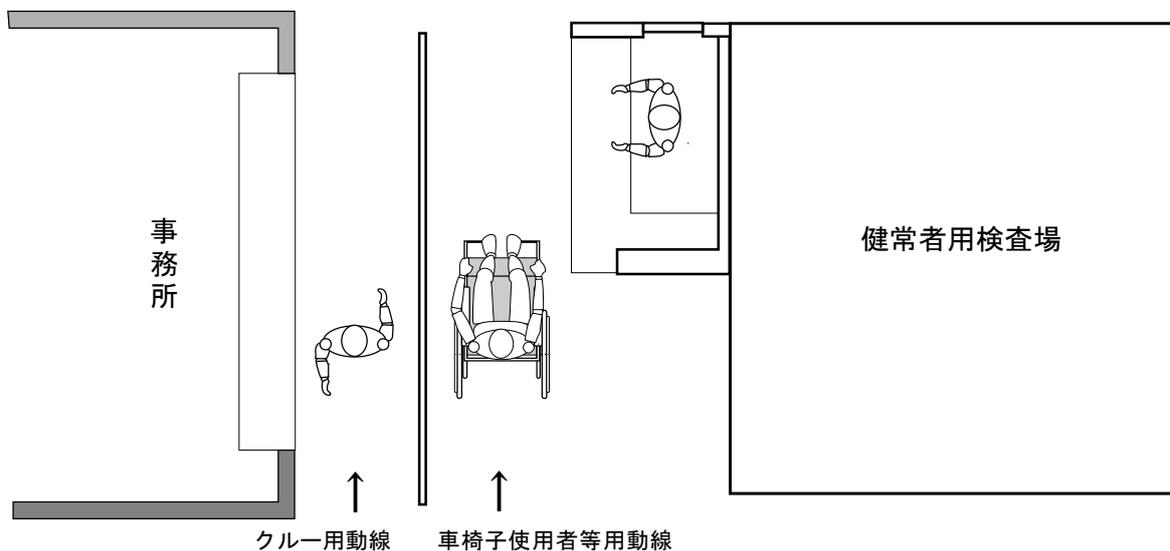
今後、車椅子使用者等の増加に応じて専用通路の増設を検討することとする。その場合、専用通路は車椅子使用者等が通行しやすい形状とし、それに対応したカウンター形状が必要になる。

また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。

<ガイドライン>

通路	○車椅子使用者等が通り抜けられるよう、幅 90cm 以上の直線の通路を 1 箇所以上設け、カウンターの高さ、形状は車椅子利用者に配慮する。	参考6-22
記載台	○税関関連施設の記述を参照。	参考6-20
聴覚障害者の案内	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	参考6-13
コミュニケーションボード	◇言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	参考6-14
検査諸室等	○健康相談室、予防接種室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。	

参考 6-22：車椅子使用者等が通行可能な検疫検査ブースの例



● 植物・動物検疫関係施設

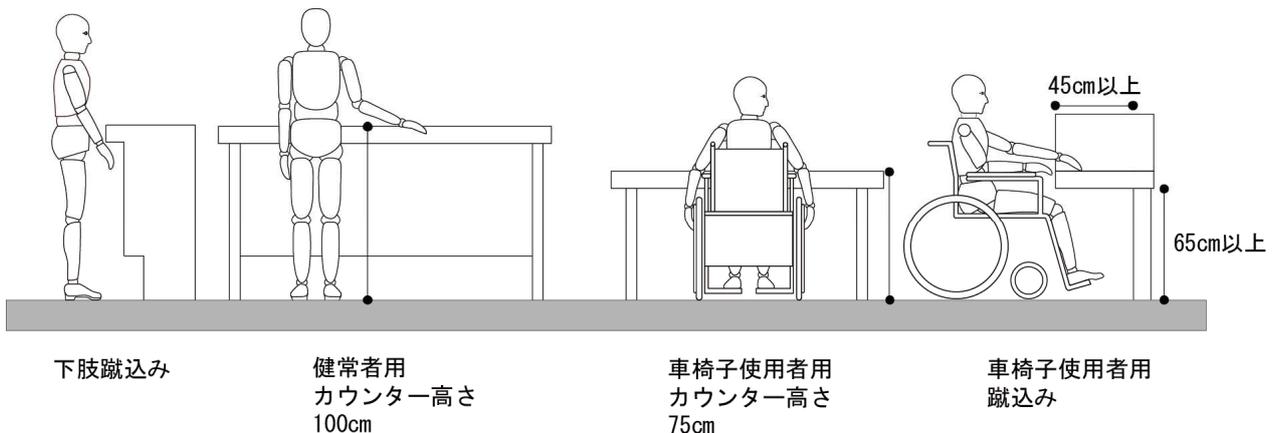
植物・動物検疫検査カウンターは、“立ち寄り”の形態をとるため、車椅子使用者にも対応できるように配慮する必要がある。また、植物・動物検疫は検査と書類手続きが同時に実施されることが多いことから、専用の記載台を設けず、カウンターで記載を行なうものとする。

また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。

<ガイドライン>

植物・動物 検査 カウンター	○カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とする。	参考6-23	
	高さ		○立位の利用者用カウンターは、書類の記載・車椅子使用者の書類受け渡し等の場合も考慮し、高さを100cm程度とする。
	形状		◇立位の利用者のつま先やひざ、車椅子利用者の立ち寄りなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。
	蹴込み		○車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とする。
聴覚障害者 の案内	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	参考6-13	
コミュニケ ーション ボード	◇言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	参考6-14	
検査諸室等	○輸出検査室（植物検疫）、輸出入検査室（動物検疫）に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。		

参考6-23：植物・動物検疫検査カウンターの例



(コラム) 中部国際空港の事例

(コンセプトとデザイン 不慣れな人、困難な人への案内を得やすく。車椅子利用者対応の徹底)

■CIQエリアで初の車椅子利用者対応審査台

CIQ (税関〈Customs〉、出入国〈Immigration〉、検疫〈Quarantine〉) エリアのカウンターには、審査台を通過するときにはクランクがなく、ストレートな経路とし、カウンターの高さを考慮したわが国で初めて車椅子使用者に配慮した審査台が設置された。

空港会社からの仕様の提案や意見調整が積極的に行われ、記載台を含め、1つひとつのカウンターで車椅子利用者対応の要否が検討された。

事務室等への旅客動線で扉の開口幅も800mmが確保された。

なお、ロービジョン者への対応としては、書類記入欄の大きさや紙と机上とのコントラスト、手元照明をつけ明るさを選べることなども提案したが、実現していない。

## ⑧乗降場

旅客ターミナルビル前では、空港へのアクセス及び空港に到着した旅客が、バス、タクシー、自家用車などの他の自動車交通との乗換えを行なうために、車寄せ（ビル前カーブサイド及びアイランド）が設置される。設置に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦等の利用にも配慮することが必要である。また、リフト付き車両やユニバーサルデザインタクシーの乗入も増加しているが、後部から乗降を行う車種においては車椅子使用者の車道での乗降が必要となるため適切な構造を採用する必要がある。

### <ガイドライン>

#### 乗降場全体

設置する施設	○車寄せには、旅客のアクセス使用状況等考慮の上、バス乗降場、タクシー乗降場及び一般自家用車乗降場を設置するとともに、障害者用の乗降場（停車施設）を設置する。	参考6-24
構造	◇バス、タクシー及び一般自家用車の乗降場においては、リフト付き車両やユニバーサルデザインタクシー等の導入状況を考慮し、車椅子使用者が安全に車両への乗降ができるような構造とするとともに、車椅子使用者が安全に乗降可能なスペースを確保することが望ましい。	
仕上げ	○車寄せの床の表面は、滑りにくい仕上げとする。	
視覚障害者誘導用ブロック	○カーブサイドに配置されるバス・タクシー乗降場から、旅客ターミナルビルの出入口を経て案内所に至る経路上に視覚障害者の誘導動線を設定し、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなどの方法により、視覚障害者の誘導を行なう。 ○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。	
横断歩道	○乗降場に行くために車道を横切る必要がある場合は横断歩道等を設け、歩行の安全に配慮する。	
屋根	○障害者乗降場には屋根またはひさしを設ける。その際、雨や雪に濡れずに乗降できるよう、軒の高さや張り出しなどについて十分注意する。 ◇その他バス、タクシー、一般自家用車乗降場にも屋根・ひさしを設けることが望ましい。	
雨水溝ふた	○雨水溝を設ける場合は、車椅子の前輪や白杖等が落ち込むことのないよう配慮する。	
運行情報の案内	◇バス乗り場等には、行先などの運行情報を点字・音声等で表示するとともに、ロービジョン者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望ましい。	参考5-5
時刻表	◇乗降場の時刻表（バスターミナル以外のバス停のものを含む。）には、ノンステップバス等の運行時間を分かり易く表示することが望ましい。	

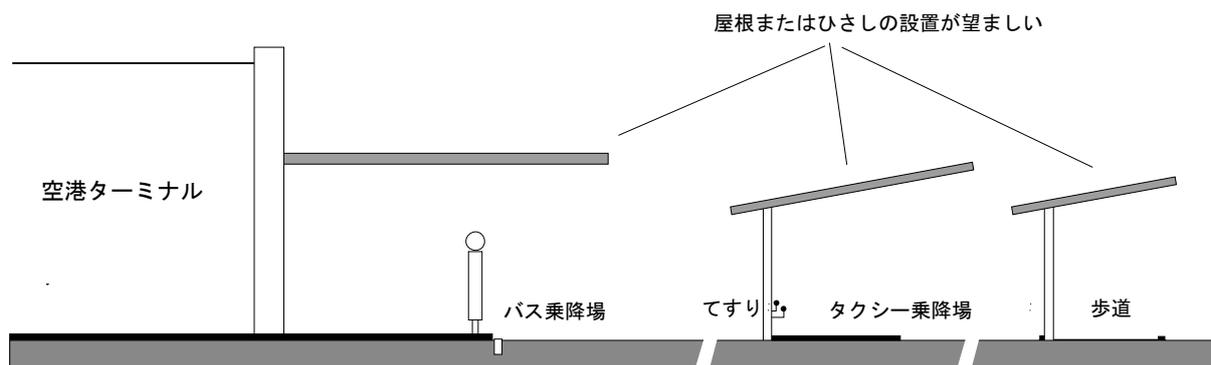
## 障害者用停車施設

位置	○旅客ターミナルビル出入口に近い位置に、障害者用停車施設を一以上設ける。	参考6-25 参考6-26
寸法	○障害者が円滑に乗降できるよう、車両への乗降部は、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とする。 ◇リフト付き車両など後方から乗降する車両の利用を考慮すると、一部の駐車ますについては、奥行を6m以上とすることが望ましい。 ◇さらに車体後部からスロープの出る車両の利用状況等を考慮して、奥行8m以上とすることが望ましい。	
段差解消	○障害者用停車施設の車寄せと車道の境については、車椅子使用者が円滑に移動でき、かつ視覚障害者が境界を判断できるよう、2cmの段差を標準とし、2cm未満とする場合は、視覚障害者が識別できる構造とする。	
表示	○障害者用停車施設である旨を、国際シンボルマーク等を用いて、見やすい高さに表示する。	

<移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準>

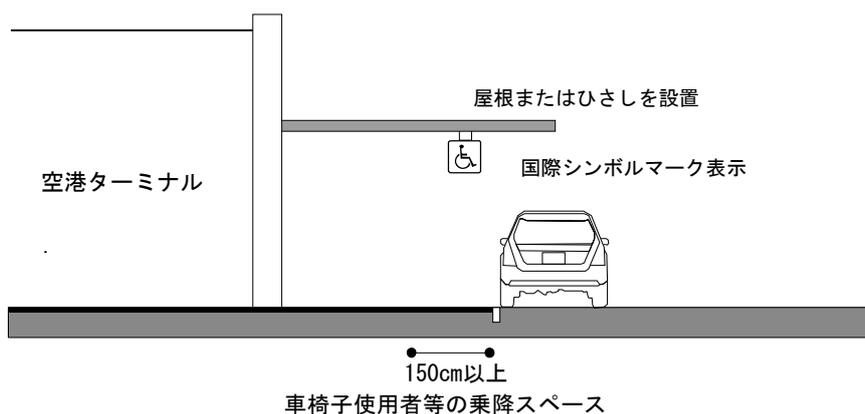
・巻末資料参照

参考 6-24 : 乗降場の例



- ・滑りにくい床仕上げ
- ・点字・音声などによる運行情報の提供
- ・横断歩道部等における段差の解消 など

参考 6-25 : 乗降場（障害者用停車施設）の例



- ・車道との段差解消
- ・滑りにくい床仕上げ
- ・最小限の水勾配を除き、できるだけ水平にすることが望ましい
- ・排水枘がある場合は、車いすの前輪などが落ちないように配慮

(コラム) 羽田空港国際線ターミナルの事例

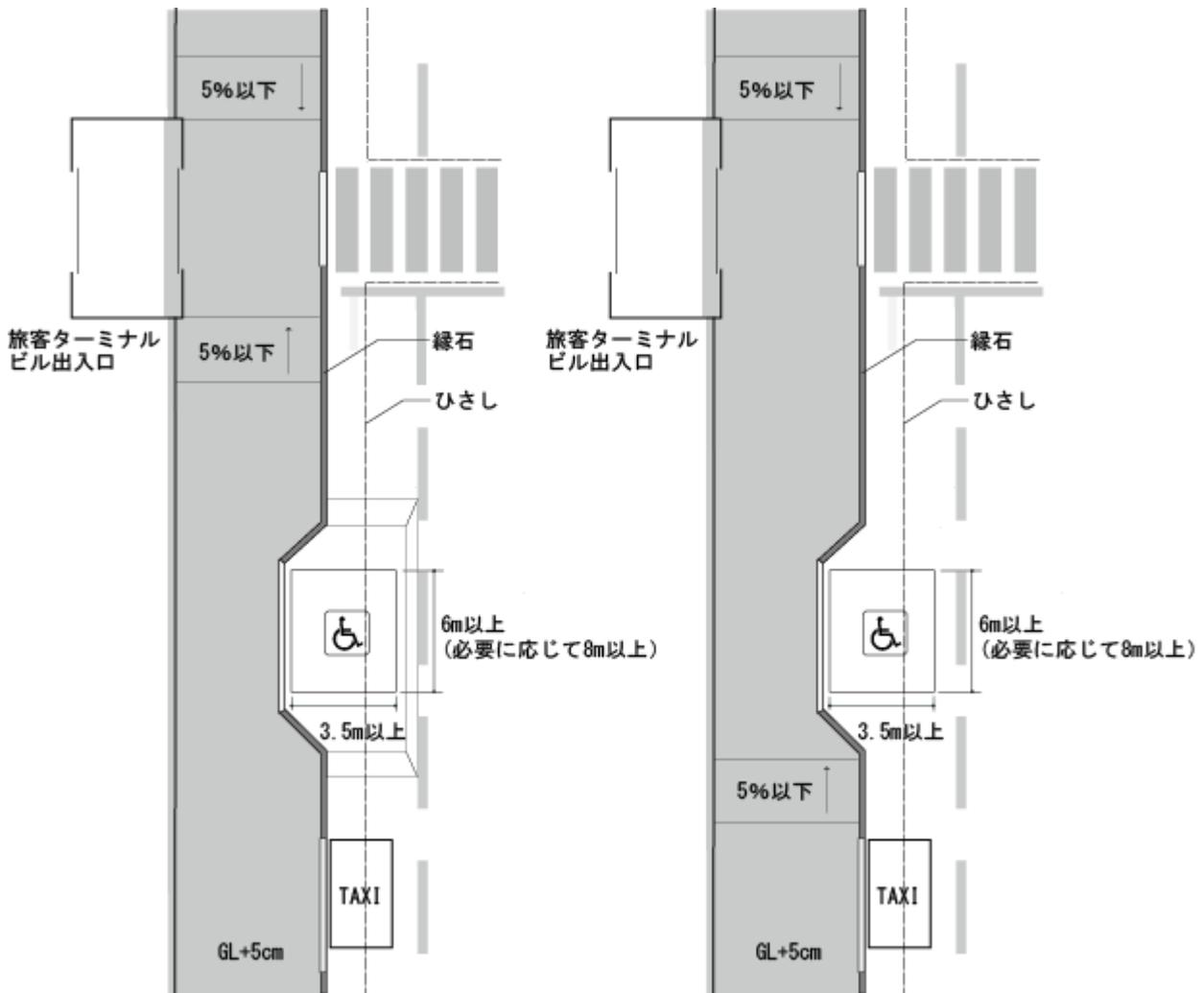
■車椅子使用者に配慮したタクシー乗降場

- ・羽田空港国際線ターミナルでは、タクシーへの車椅子での乗降がしやすいように車道に降りられるスロープや乗降場所を確保している。
- ・ユニバーサルデザインのタクシー普及に伴い、すべての利用者が利用しやすい環境整備の一環としてユニバーサルデザインタクシー、ワゴンタクシーが待機する専用レーンを設置し入構を促進している。

参考 6-26：乗降場（障害者停車施設）の例

○乗降スペースマウントアップ型

○セミフラット型



注) カーブサイドの高さはあくまでも例示であり、既存との取り合いや水勾配等により変わる場合がある。なお、この図ではあえて視覚障害者誘導用ブロックは記載していない。各空港の状況に合わせて視覚障害者用誘導用ブロックを敷設する。

## ⑨ 駐車場

駐車場には、車椅子使用者のための障害者用駐車施設を設けるとともに、空港旅客施設までの移動経路の移動等円滑化や、障害者用トイレの設置などについても配慮するものとする。また、近年では、福祉車両等が活用される機会が増えてきており、車椅子使用者が車両の後部から乗り降りする場合は考慮したスペースの確保が望まれる。なお、車椅子使用者以外の障害者用駐車施設、高齢者等に配慮した駐車施設については、駐車施設の利用状況を考慮し、必要に応じ配慮することが望ましい。

### <ガイドライン>

#### 障害者用駐車施設

設置数	○車椅子使用者のための障害者用駐車施設は、自動車駐車場の全駐車台数が200台以下の場合には全駐車台数の1/50以上、200台を超える場合は全駐車台数の1/100+2台以上を設ける。	参考6-27
設置位置	○空港旅客施設の出入口に近く、かつアプローチや利用する上で便利な位置に配置する。	
寸法	○車椅子使用者のための障害者用駐車施設の駐車ますの寸法は、幅3.5m以上、奥行5m以上とする。 ◇車椅子使用者のための障害者用駐車施設は、リフト付き車両など後方から乗降する車両の利用を考慮すると、一部の駐車ますについては、奥行を6m以上とすることが望ましい。 ◇さらに車体後部からスロープの出る車両の利用状況等を考慮して、奥行8m以上とすることが望ましい。奥行き8mを確保することが困難な場合において、同規模の停車用スペースを確保して乗降を行った上で駐車を行う等の運用上の対応が想定される。	
案内誘導表示	○障害者用駐車施設である旨を、国際シンボルマーク等を用いて、見やすい高さに表示する。 ○駐車場入口部には、障害者用駐車施設の有無、位置などがわかる案内表示を行なう。また障害者用駐車施設まで適切な案内誘導表示を行なう。	
連絡手段	○障害者用駐車施設付近には、施設管理者等への連絡方法（電話番号など）を見やすい文字・高さにより表示する。 ◇障害者用駐車施設付近には、施設管理者等に連絡できるインターホンや内線電話などの設備を設けることが望ましい。また、施設管理者等への連絡方法として聴覚障害者への配慮を図ることが望ましい。	

#### 発券機・精算機

設置位置	○乗車したまま操作する券売機・精算機は、曲がり角や斜路部分には設置しない。 ○車から降りた状態で操作する券売機・精算機は、床面が水平な箇所に設置する。
構造	○車から降りた状態で操作する券売機・精算機は、車椅子使用者の利用に配慮した高さ、形状、蹴込みとする。
その他	◇可能な限り車に乗り込む前に精算等を済ませるシステム等を導入することが望ましい。

#### 障害者用停車施設

設置	◇立体駐車場については、状況により障害者用停車施設を設けるよう配慮する。
----	--------------------------------------

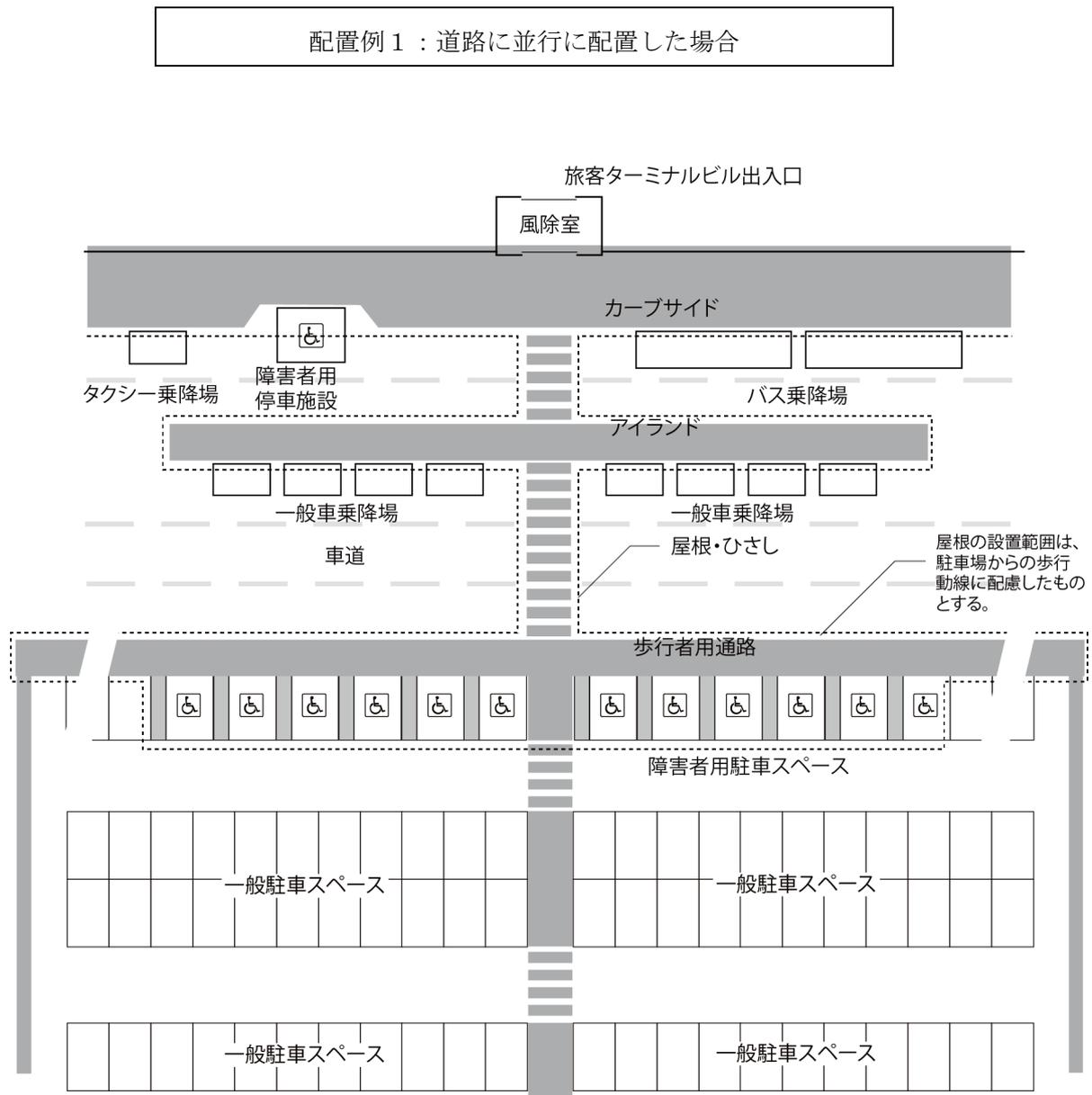
## 障害者用駐車施設から空港旅客施設に至る経路

出入口	<p>○歩行者の出入口のうち主要なものの有効幅は120cm以上、その他については90cm以上とする。</p> <p>○戸を設ける場合、主要なものについては有効幅1.2m以上の自動開閉式（引戸が望ましい）とし、その他についても、有効幅1.2m以上とする。</p> <p>○共に、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とする。</p>
通路	<p>○障害者用駐車施設と空港旅客施設を結ぶ主要な歩行者の通路については、有効幅を2m以上とし、車椅子使用者が円滑に移動できるようにするとともに、平たんで滑りにくい構造とする。</p>
エレベーター	<p>○障害者用駐車施設のある階と、空港旅客施設への歩行者の出入口が異なる場合は、エレベーターを設けるものとする。ただし、構造上やむをえない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。</p> <p>○エレベーターは、「第4章⑥昇降機（エレベーター）」に示す基準を準用する。</p>
傾斜路	<p>○傾斜路を設ける場合は、「第4章④傾斜路（スロープ）」に示す基準を準用する。</p>
階段	<p>○階段を設ける場合は、「第4章⑤階段」に示す基準を準用する。</p>
屋根	<p>○障害者用駐車施設を屋外に設ける場合は、屋根またはひさしを設ける。</p> <p>○障害者用駐車施設から空港旅客施設に至る経路に屋外部分がある場合は、屋根またはひさしを設ける。</p> <p>○設置にあたっては、雨や雪がかからないよう、高さや軒の出などについて十分考慮する。</p>
トイレ	<p>○障害者用駐車施設を設ける階にトイレを設ける場合は、「第6章①トイレ」に示す基準を準用する。</p>
視覚障害者誘導用ブロック	<p>○駐車場と空港旅客施設の間の主要な通路など、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなどの方法により視覚障害者の誘導を行なう。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。</p> <p>◇視覚障害者の移動等の円滑化のために、今後の技術開発の動向を勘案の上、音響・音声等による案内方式を考慮する。</p>
照明施設	<p>○高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に照明施設を設ける。ただし、夜間の当該路面の照度が十分確保される場合は、この限りではない。</p>
積雪・寒冷地対応	<p>◇屋根・ひさしなどを設置する場合は、積雪荷重や落雪処理などに十分配慮することが望ましい。</p> <p>◇駐車場内通路や空港旅客施設への経路などにおいて、積雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しい支障が生じないよう、十分配慮することが望ましい。</p>

<移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準>

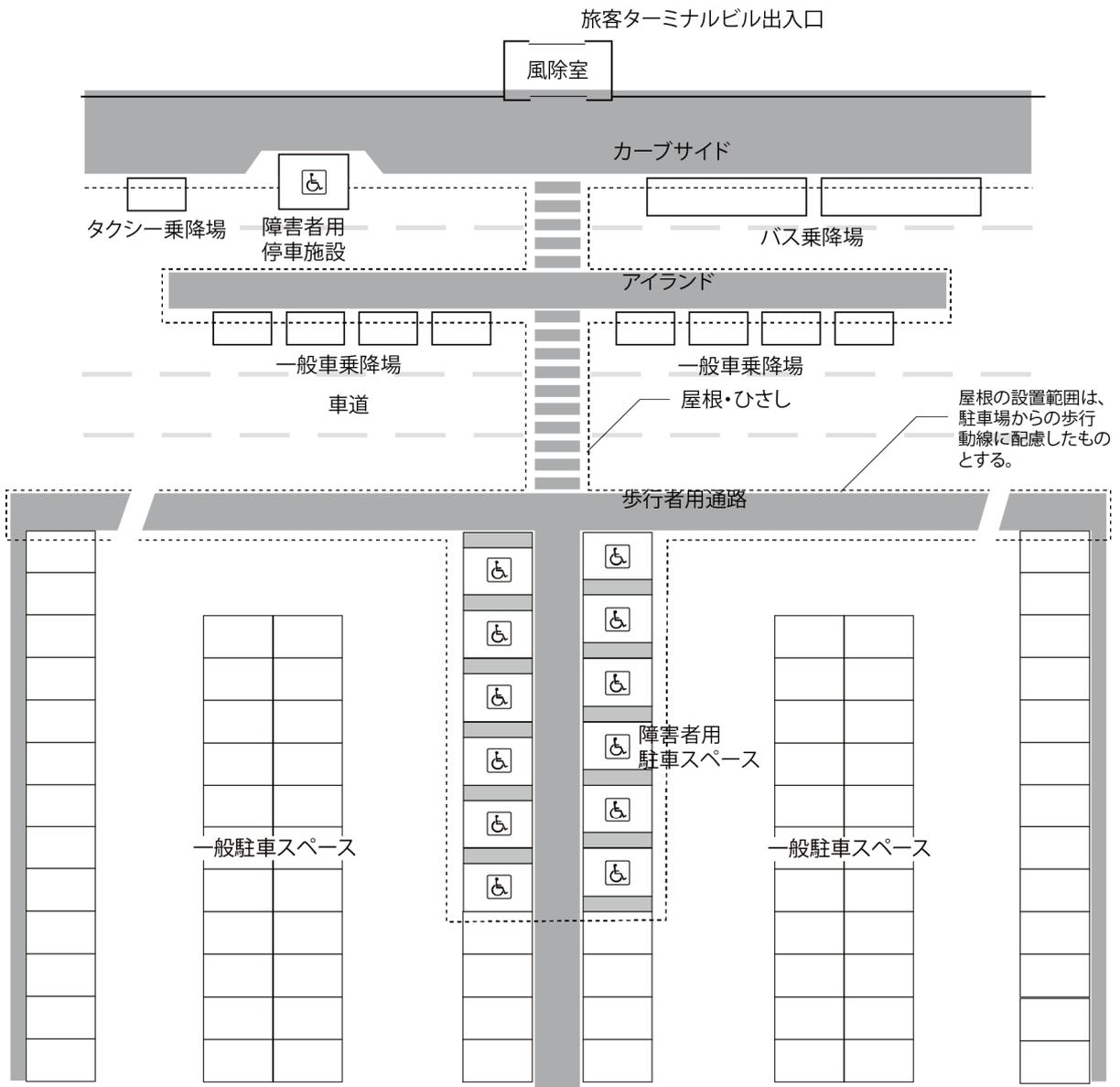
・巻末資料参照

参考 6-27：障害用駐車場の整備イメージ例



注) 本図はあくまでもイメージ図であり、施設の配置等については、各空港の施設状況等により異なる。なお、この図ではあえて視覚障害者誘導用ブロックは記載していない。各空港の状況に合わせて視覚障害者用誘導用ブロックを敷設する。

配置例 2 : 道路に垂直方向に配置した場合



注) 本図はあくまでもイメージ図であり、施設の配置等については、各空港の施設状況等により異なる。なお、この図ではあえて視覚障害者誘導用ブロックは記載していない。各空港の状況に合わせて視覚障害者用誘導用ブロックを敷設する。

(コラム) 関西国際空港の事例

立体駐車場身体障害者駐車スペースの健常者による不正駐車対策として、日本初の遠隔操作による「エリア単位での入出庫管理システム」を導入（平成20年3月）。  
導入に伴い、身体障害者割引手続きの簡素化を含めた身体障害者の利便性向上を図っている。



(コラム) 様々な利用者に配慮した駐車場

- 宮崎空港では、宮崎県のパーキングパーミット制度に基づき、空港の出入口に近い場所に
  - ①車椅子専用枠（国際シンボルマークがついている水色の12枠）
  - ②障害者・高齢者等用（水色の18枠）
  - ③高齢者・乳幼児連れ用（緑色の16枠）
 を設置している。



提供：一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構 宮崎事務所

(コラム) パーキングパーミット制度

パーキングパーミット制度の導入は、障害者等用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。

■佐賀県のパーキングパーミット制度の取組事例

 A green parking permit card with a white border. At the top, it says "身障者用駐車場 利用証" (Disabled Persons Parking Lot Use Certificate) and "Parking Permit" below it. The card features four icons: a wheelchair, a person with a cane, a person with a cane and a child, and a blank space. The logo of Saga Prefecture is at the bottom.	 An orange parking permit card with a white border. At the top, it says "身障者用駐車場 利用証" (Disabled Persons Parking Lot Use Certificate) and "Parking Permit" below it. The card features four icons: a wheelchair, a person with a cane, a person with a cane and a child, and a blank space. The logo of Saga Prefecture is at the bottom.
<p>グリーンの利用証は、身体障害者、高齢者、難病患者、知的障害など、長期間歩行が困難な人に、5年間の有効期限で発行している。</p>	<p>オレンジの利用証は、妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の妊産婦やけがや病気の人など、一定の期間で歩行が困難な人に、1年未満の有効期限で発行している。</p>

出典：佐賀県ホームページ

(佐賀空港)

